

日宋貿易の実態：「諸国」来着の異客たちと、チャイナタウン「唐房」

服部, 英雄
九州大学大学院比較社会文化研究院：教授：日本史

<https://hdl.handle.net/2324/17776>

出版情報：東アジアと日本：交流と変容. 2, pp.33-64, 2005-02. Kyushu University Humanities Project
バージョン：
権利関係：



日宋貿易の実態

―「諸国」来着の異客たちと、チャイナタウン「唐房」―

服部 英雄

はじめに ―唐房地名の分布と意味―

1 存問（臨検）は現地で行われるのか、博多（大宰府）で行われるのか

一 宋人牒・警固所解・国解・大宰府解

二 天慶八年肥前国高来郡肥最崎警固所「解」―唐人の要請による博多廻漕

2 宋船来着への対応

一 大宰府存問と朝廷上奏

二 公憑と出国

三 社寺貿易・莊園貿易は「密貿易」なのか

3 筥崎宮と大山寺 ―社寺貿易の代表事例―

一 筥崎宮

A 筥崎宮の地理環境・政治的位置

B 筥崎宮と大宰府 ―その一体性ならびに乖離性

C 新安沖沈没船と筥崎

D 筥崎社領の分布

二 大山寺

三 香椎宮・志賀海宮ほか

4 肥前国神崎庄の綱首たち

一 有明海の持つ地理的・政治的な意味 ―肥前国神崎庄綱首の前提

A 神龍石の配置と高来郡警固所

B 蒙古襲来時の有明海側の防備

二 肥前国神崎庄と日宋貿易

三 建保六年の綱首殺害事件 ―肥前国神崎庄船頭としての綱首（張）秀安・張光安

四 神崎庄・博多・箱崎

まとめ

日宋貿易の実態（服部 英雄）

はじめに ―唐房地名の分布と意味―

唐房という地名がある。チャイナタウン・中国人居留地を意味する中世地名である。筆者は近年、この唐房地名に関心を持っている。はじめに最近執筆した、唐房を紹介する短文を引用し、導入としたい。

九州の海岸部にトウボウという地名がある。福岡県では、宗像郡津屋崎町、福岡市西区姪浜、下山門など、佐賀県では唐津市、長崎県には松浦市大崎、口之津町、長崎市矢上にある。鹿児島県西・南海岸には川内市五代町、加世田市別府ほかがある。いずれも海の近くにしかない。唐房（唐坊、当方などと書く）はチャイナタウンに由来する地名だ。津屋崎小学校には、発掘成果に基づく唐坊跡展示館がある。

昨年、福岡市立博物館で開催されたチャイナタウン展に強い印象を受けた。各時代に博多、長崎、琉球、横浜等で中国人街が建設された。博多湾一帯には平安時代に「唐房」があった。

中国浙江省の寧波（ニンボウ、慶元）は大陸東端の港で、日本への玄関だった。ここに大宰府や博多津にいた中国人が郷里の寺院に道路建設費を寄付した記念碑がある。乾道三年（一一六七）とあり、日本年号では仁安二年に該当し、平清盛の全盛期であった。現在も華僑は郷里・大陸の一族にせつせと利益を送金するが、当時も同じか。



〔地図〕唐房地名の分布

「唐房」という言葉は日本の文献にみえてくる。禅宗は中国仏教である。それを日本に伝えた栄西は、二度中国に渡っている。最近、栄西の入唐縁起が榎本涉氏によって再解読され、学界に紹介された(2004年中世都市研究会報告)。それによれば栄西はおなじ仁安二年、鎮西に行き、宇佐や阿蘇山で修行、よく三年二月に博多の「唐房」に行き、四月に中国(宋)に向けて出発した。二ヶ月間に唐房宋人から、徹底的な語学研修を受けただろう。『興禅護国論』にみえる両朝通事、日中の通訳である李徳昭と交際した記事に対応する。寧波に巨額を寄進した人々も、当時、そこ博多津唐房にいたはずである。

博多にならび箱崎にも唐房(大唐街)があった。明時代の日本ガイドブック(『武備志』)に「箱崎は、博多津のひさしの先で、そこに大唐街がある」とある。当時石堂川(御笠川)はいまの位置にはなく(戦国時代の掘削)、博多も箱崎も地続きだった。日宋貿易といえば博多を考えるが、箱崎の役割も大きい。大韓民国全羅南道、新安沖の海から沈没船が引き上げられた。中国大陸を出た船が嵐で朝鮮半島にまで流され沈没した。荷札には「筥崎」、「釣寂庵」、「至治参年」(一三三三)、「東福寺」などあった。博多の禅宗寺院と並び、箱崎が重要な役割をはたしている。

建保六年(一二二八)前後の箱崎宮には「宋人御皆免田」が二十六町設定されており、ふつうの年貢は免除されたが、代わりに高価な大唐絹を納めた。箱崎に田は少ない。各地の田を宋人にあてがい、国産絹五倍の値段の大唐絹を納めさせた。

瓦軒先の模様は日本なら三つ巴とか家紋だが、中国人は花(おそらく牡丹)の模様を好んだ。花模様の瓦(花文瓦)は中国にしかみられないが、それが博多およびこの箱崎から出土する。宋人が箱崎に住んでいたことの証左である。

博多湾外交に力があつたのは比叡山延暦寺で、その出先が大宰府後方、大山寺(宝満山麓)、そして筥崎宮寺で、このふたつの天台宗寺院は兄弟寺院だった(當時は神仏混淆で箱崎にも寺があつた)。唐房の名が見える最初の史料・永久四年(一一一六)の経巻奥書に、「博多津唐房の大山船龔三郎船頭房」とある。三郎という名は日本にも中国にもある。龔という字は日本人の名前には使われない。かれは宋人で、チャイナタウン唐房に住み、大山寺の管理下にあつた。また経巻を伝えた西

教寺は比叡山のおもとの坂本にあつて、延暦寺の一部といえる。

博多湾岸で活動を開始した栄西に対し、猛烈な妨害をした人物が箱崎の良弁や比叡山勢力であつた(『元享釈書』)。朝廷は栄西の禅宗禁止の宣言を出し、抵抗した栄西は『興禅護国論』を書いた。背景に貿易をめぐる利権争いもあつた。中国の生糸を日本に運べば一〇〇倍の値で売れた。箱崎大夫則重の祖父貞重が博多にいた宋人金貸しから大金を借りた話が、『今昔物語』に見える。大山寺船頭、宋人の張光安が箱崎寺僧(別当・留守)に殺されるという事件もあつた。利権をめぐる内部抗争で、まるでマフィアの世界である。

箱崎宮は朝廷直轄の神社だった。貿易拠点だったからである。刀伊入寇や文永の役ではまさきに攻撃目標となった。いっぽう博多は平清盛ら新興貴族勢力の拠点であつた。いわば箱崎が国営港湾なら博多津は民営港湾で、民営の方が栄えた。

鎌倉時代になって博多湾周辺に禅宗寺院がぎぎぎに開かれた。禅宗は鎌倉幕府と結びついて、旧勢力のもとから貿易の利権を奪い取るうとしていった(一例・怡土庄今津・勝福寺開山は執権北条時頼)。

博多湾の良港、姪浜には、「当方」(唐房)町があるが、近くには渡宋僧の南浦紹明が開いた禅宗寺院興徳寺(檀越は鎮西探題北条時定)がある。さらに今は内陸化しているが、姪浜と下山門の境付近に「今東方」(下山門)・「稻当方」(姪浜)という小字が存在した。現地はビル・住宅ばかりだが、調べてみたら、ここに隣接して小字「舟倉」「古川」があることもわかった。舟倉地名がわかったときは、自分ながら小躍りするほどうれしかった。一帯を発掘調査した福岡市の山崎純男氏は「どうしてこんなところからたくさん越州窯青磁(中国産)がでるのか不思議に思つた」といつていた。旧海岸線も確認された。現在も残る今津干潟のような砂丘後背の低湿地帯が拡がっていた。今東方はまちがいなく今唐房、すなわちニューチャイナタウンの存在を示す。各地の唐房は相互に本店・支店の関係にあつたが、同時に博多湾内に新旧の唐房があつたことは、利権をめぐる新旧の対立を暗示する。(平成一六年一〇月二三日毎日新聞西部本社版夕刊、一部加筆)

唐房は地名であるから、史料としては絶対年代を欠く。同時存在なのか、廃絶・復興があったのかなどわからない。ただその地域は海岸部に限定されるし、とりわけ九州西海岸のみに分布している。こうした特徴はトウボウ地名が中世におけるチャイナタウンに因んでいることをまがいなく示し、その広範囲な存在をも語る。トウボウ地名はこれまでの中世における日中関係・交流のあり方を見直す重要な視点につながる。

*筆者はこの短文を執筆するまでの過程で、「且過と唐房」（港湾都市と対外交渉）、新人物往來社（2004）、「且過・犬の馬場唐房」（中世景観の復原と民衆像）、花書院（2004）、Chinese Merchants and Chinese Settlements in Medieval Japan—Starting with Place name Tobou and Imatoubou—“Interaction and Transformations” Kyushu University を報告した。

これらを通じて、唐房地名の所在地（姪浜・唐房および今トウボウ）や文献上知りうる宋人の居留地（鳥飼・箱崎・博多）が、博多湾の場合にはいずれも砂丘後背湿地（ラグーン）にあって、砂丘低地を突破する河川（室見川、十郎川、樋井川、那珂川、多々良川）の河口部分にあったという地理的な環境の特質も指摘した。宋人の居留が想定できる今津でも同様、瑞梅寺川河口の今津干潟があった。そして鎌倉期の禅宗寺院もこうした地点に配置されていることに注目した（博多承天寺、今津勝福寺、姪浜興徳寺ほか）。

文献によつて想定される宋人居留地の位置と、トウボウ地名の対応関係もある。宗像郡津屋崎・唐坊地は婚姻関係を通じて宗像社に力を持った宋人グループ（張成、李栄など色定法師一切経関係者、張氏、王氏など阿弥陀經石碑文関係者は多数）の存在と対応する。『教訓抄』に記された「ハナカタ」の唐房に相違ない。「ハナカタ」については博多とする説もあるけれど、ハとムは、はね一つの差である。転写の過程で、ムナカタが誤記されたのであろう。宗像が正しい。宗像社周辺には多くの宋人の存在があった。彼ら彼女らの直接の居住地であったのか、どうかは別としても、関係する宋人の居留地がここにあったと考えられる。

玄界灘に沿った松浦市や唐津市のトウボウは、平戸にいた宋人蘇船頭（青方文書

のような存在に対応する。『本朝世紀』天慶八年（九四五）七月二十六日条に「大唐呉越船」が「肥前国松浦郡柏島」に到着したという記事がある（呉越は五代十国時代の十国の一つ、江南地方にあった国、九〇七～九七八年）。松浦郡柏島であるから、唐津湾口の神集島にちがいない。肥前柏島（神集島）の対岸が、いまの唐津市唐房である。柏島は頭陀（高岳）親王の『入唐五家伝』でも貞観三年（八六一）九月五日、鴻臚館を出て壱岐に向かった親王が、いったん斑島に渡ったが白水郎（漁民）が多かったので、「松浦郡之柏島」に移ったと記述される。親王の船は馬渡島から神集島に少し戻ったらしい。また『小右記』万寿四年（一一二七）八月三十日条によれば宋人陳文祐が八月十四日に到着したのも、同じく肥前国所部柏嶋であった。神集島は外洋の離島というよりは、唐津湾口の島で、博多湾口・志賀島にも似た立地である。九州本土に近接し、寄港地に選ばれやすかった。唐津湾への唐船・宋船来着は多く、その対岸、九州本土側に唐房、唐人（宋人）居住地が形成されることは必然であった。

松浦市大崎東防は「綱司」の墨書土器を出土した志佐白浜免・樓階田遺跡とは岬をはさんで隣接する。平戸・松浦・唐津は、博多までの中継地であったともいえるし、また独自の貿易港であったと考えることもできる。

千々石湾（橘湾）・有明海（島原湾）には長崎矢上あるいは口ノ津のトウボウがあったが、これらは文献上知りうる肥前国神崎庄（神埼郡・筑後川河口）や杵嶋庄（杵島郡、廻江津川河口）への宋船来着の航路に重なりと見える。後述する肥前国高来郡警固所の存在は、たぶん外国船の有明海への入港を意識したものである。

*南九州では唐芋はトイモ、唐人町はトジンマツといい、トウはトになる。喜入の東房はトボといっている。地名ではないが対馬には唐房苗字があったようで、対馬藩田代代官所日記に唐坊姓の人物がしばしば登場する（佐藤恒右衛門日記『鳥栖市史資料』）。

地名史料トウボウが示唆してくれるものは多大である。こうした地名の分布は博多唐房のみならず、各地にチャイナタウン（唐房）が建設されるほどに、日宋貿易が繁栄したことを示す。『朝野群載』応徳二年（一一〇八）十月二十九日条に引用された大宰府言上状の一節に

「抑近代異客来着諸国、交開成市、填城溢廓」^(関心)

とある。森克己『日宋貿易の研究』(昭和十三年・国立書院、のち国書刊行会より森克己著作集に収録)でも引用され、強調された史料である。まさしく「諸国」に異客の来着があった。関に交わり市をなし、人々は城(都市)を埋め尽くし、廓からあふれた。にぎわい榮えている。筑前国一国ではない。大宰管内の「諸国」にである。唐房地名の各地での検出は、文献にみえる「諸国」における宋人の来着と繁榮に対応する。

宗教活動でも、呉越地方の商船の来航があいつぐようになり、摂関家と呉越王、叡山と中国天台山の交流はなみなみならぬものがあつたとされる。事実渡宋した僧侶と日本の貴族との交流を示す書状が『御堂関白記』などに多く残されている(後述)。船の頻繁な行き来がなければ、手紙を託すことはありえない。

平清盛の時代に日宋貿易が盛行したことはいうまでもなからうが、鎌倉時代にも幕府派遣船は建長寺・称名寺・関東大仏造営料唐船など多数に及んだ。東国所轄分の幕府「唐船」だけで少なくとも五艘はあつた(後述)。東国の幕府・東国寺院でさえ、このようであつたから、幕府掌握下の大宰府管内から、毎年多数の宋船が発着した。

地名が示唆した視点は史料の記述や、日唐・日宋貿易の盛行という研究史の指摘と大きく重なる。しかしながら、じつは通説からはかなりの距離があるといわざるをえない。通説はこの時期に日本があたかも鎖国政策をとっていたかのよう⁽¹⁾にみる。貿易が非常に制約されていたこと、とりわけ交易港湾が博多津に限定されていたことを説き、強調する研究者が多数派である。あたかも鎖国下における長崎・出島が連想される。はたして博多は出島だったのか。もしそうなら各地における唐房の繁榮はない。なぜこうした認識差・懸隔が生じるのか。以下トウボウ地名の意味するところについて、再確認していきたいが、その一連の作業のなかで、唐房理解の前提となる日宋・日元貿易つまり日中交流のありかた、箱崎の役割、神崎庄の役割を含めた「大宰府」貿易の実態についても、大きく再検討しよう。

1 存問(臨検)は現地で行われるのか、博多(大宰府)で行われるのか

一 宋人牒・警固所解・国解・大宰府解

唐房地名の示唆から得られた私見は、九州西岸各地でも、宋人が関与しての海外貿易が行われていたという立場に立つ。一隻百人からなる乗船員の来着を、いつでも支えうる宋人町が各地にあつたとみる。現在の学界では少数の見解であるう。

しかし文献で確認できる荘園貿易には、みたような肥前国神崎庄(長承二年・一一三三)、『長秋記』・『太宰府市史』(古代資料編255) および同国杵嶋庄(久安四年・一一四八)、『御室相承記』の事例がある(久安四年、有明海にきた孔雀)『歴史を読み解く』、さまざまな史料と視角」二〇〇三所収、初出は一九九六)。

従来の議論は一〇世紀から一一世紀、すなわち鴻臚館が機能していた時代を「大宰府」貿易の典型として行われてきたようだが、それに対し右記二例はいずれも一二世紀前半の事例である。別の観点からの議論が必要なのかもしれないが、神崎庄の事例の分析においても、大宰府管理の観点から説かれることがふつうで、むしろ荘園貿易と大宰府を議論する際の唯一の素材がこの神崎庄である(もう一つの事例である杵嶋庄を素材として荘園貿易を論ずる人は管見の限り、筆者以外にはいない。すこぶる不審だが、それはいま措く)。さらに鎌倉幕府の成立後でも薩摩国島津庄では「宰府」による介入が行われている。これらを視野に入れつつ、遣唐使廃絶後の貿易に共通する連続構造をこそ、見いだしていくべきではないか。

以下、まずいわゆる「大宰府」貿易の概念について考えてみたい。森克己『日宋貿易の研究』では「大宰府貿易は民間貿易の政府管理」(八一頁)と定義されている。そして非大宰府貿易は密貿易(七七頁)とされている。この「密貿易」は元来政府の目を通れてのものだったが、荘園勢力の進展に伴い、漸次公然化したという(一一三九頁)。「密貿易」の語感・イメージに較べれば、じつは「公然貿易」として説明されていたことがわかる。近年いくつかの批判がある。はたして森克己

の見通しは基本的に正しかったのか、それとも根本的におかしいのか。

「大宰府」貿易は外交ではない。また国家統治機関である大宰府が、自ら貿易船を設定することもありえない。冊封体制、進貢を前提とする国交は、廃絶されて久しかった。したがって「大宰府」貿易なる用語が適切かどうかは、検討を要するが、大宰府が民間船（私船）に対して「存問」（臨検）を行い、和市の決定を行ったことを指して、「大宰府」貿易と規定することは、当面不可能なことではない。

存問は現在の出入国管理に同じである。国家は公権として、不都合な物資・人物の搬入・入国を規制しなければならなかった。船は侵略船の可能性もある。あるいは大陸反体制勢力の亡命もある。無秩序な入国を容認すれば、それを口実とした外国からの介入・攻撃を招きかねないし、ほかにも国益を損ねることは多かった。外国との交易に管理・規制を加えることは国家としては当然の行為に思われる。

また存問・臨検を経ることによって貿易船には一定の保護が与えられた。後述するが貿易船一隻当たり、現在の価値で何十億円また数百億といった物資が積載されていた。巨額の資産を満載する貿易船にとっては、国家公権の承認（保護）がない場合に、「寄船」、すなわち漂着船として略奪される危険はたぶんにあった。海賊も多かった。百人からなる乗船員は多くは兵士であることも要求された。

このような危険性のあるなか、綱首はなにより存問をへて大宰府の保護下にはいることを望んだと思われる。国家としても無秩序に寄船・略奪を容認しては、外国からの信用も得られず、必要物資の輸入は不可能となる。こうした交易秩序の保証が必要だったが、その保証主体は、やはり存問を行う大宰府であろう。

また和市（物）は貿易の前提として日宋間の価格協定を行うものである。中国語での和市は交易の調整をさすことばという。中国側の和市制度については森著書（四章一節、一三二頁以下）が包括的に言及している。政府と民間の交易に際して、物価の貴賤を量り国内の物価を公平にし、民利を計るための規定である。現代的に言えば外国入国時にまず貨幣両替を行うが、そのレートは民間が随意に決めるのではなく、国家が関与して決定する必要性であろう。当時通貨は両国共通の銅

錢であったが、基準となる品目がいくらに該当するかということは、貿易の前提として定めておく必要があった。和市はそもそも中国側の定めた制度であったが、日本もこれを模倣した。近年の研究は、和市を宰府による先買権としている。そうした面はむろんあるが、国家が関与した理由は、趣旨からいえば国際レートの決定である。以上がこれまでいわれてきた「大宰府」貿易である。

まず存問から検討する。存問はいわば保安警察事項に属する。存問・臨検は、その本質上、大宰府および博多津周辺にて、座して待ちながら機能するものではない。

長治二年（一一〇五）の存問記写が『朝野群載』に残されており、森克己前掲書に紹介されている（三六頁）。その年八月二十日酉刻（夕方六時頃）、筑前国那珂郡博多津志賀島前海に唐船が到来し、その日の日付で本司兼監代により警固所解が出された。この酉刻が正確な時刻であれば、日時が操作されていなければ、警固所への連絡時間を経過したのち、深夜にかけて解が作成されたことになる（六四頁史料A）。

この日はグレゴリウス暦（現行西暦）10月6日にあたる。また旧暦二〇日であることから、月齢一九の日である。近似する条件・場所の潮位表で確認してみたが、2004年10月3日（旧暦八月二十日）の博多湾の場合、満潮は正午過ぎと深夜0時前である。十七時四〇分が干潮だから、夕方六時に到着を確認したのであれば、満ちてくる潮に乗って、比較的早い時間に博多湾岸に到達することは、不可能ではなかった。後述もするが志賀島は長講堂領荘園で志賀海社（志賀島明神）を中心に、対外交易を行っていた。海民は夜にも船を操る。昏黒に、伝令船が大宰府警固所にむけて出発した。報を受けてその夜のうちに解を作成、八月二十二日付の存問記が作成された。

この場合の警固所は大宰府警固所、博多警固所であろう。現在の福岡城跡にあった。福岡城が築城される直前まで、ここに警固神社があった。『警固』押銘瓦の出土も見る（中山平次郎『古代の博多』一九八四、川添昭二『古代中世の博多』『中世九州の政治と文化』昭和五六年・所収）。刀伊入寇の際の『小右記』記事に「件異国船、

(能島)

来着乃古島去大宰府警固咫尺云々」(寛仁三年四月十七日条)、「異国、八日俄来着能古島、同九日乱登博多田」(同年四月二十五日条)、「警固所合戦」(六月二十九日条)とある。京都からみて、能古島から「咫尺」(至近)の位置にあった。合戦場にもなったこの警固所とは、現在の福岡城跡にあった大宰府・博多警固所である。文永の役に赤坂・鳥飼で激戦があったのは、この博多警固所の争奪戦であり、鎌倉期になってもその機能が継承されていたことがわかる。

森克己以来多くの論者は、警固所解を受けてはじめて宰府から府使が派遣される。その到着を待つて存問が開始されたと見てきたわけだし、朝廷の「指定交易港」である博多への曳航を経て、その後、存問が開始されたと見てきた(近年では山内晋次「日宋貿易の展開」『摂関政治と王朝文化』二〇〇二)。いずれの場合も非効率で、刻(剋)を争う緊急対応ではない。

この志賀島での存問記(『朝野群載』)には「宋人李充在判」とあるほか、通事(通訳)を含む府使六名の位置がある(府使には「在判」とはない)。また宋人が持参した長文の公憑(崇寧四年へ「長治二年に同じ年」六月 日)が添付されている。夕方の到着であったから、連絡を受け、翌日から存問手続き(存問記作成作業)に入った。まず府使が現地(博多津志賀島)に「遣」わされた。書類は一応整っており、翌日および翌々日の、わずか二日で存問作成は終っている。この間の二日程という時間は、博多津と志賀島間が海路、直線にして一〇キロメートル強あるうえに、潮待ち・風待ちの時間を必要としたこと、さらに博多警固所・大宰府間の一二キロメートルという距離、また存問記の文案を作成する時間を考えれば、すこぶる迅速である。たしかに府使・通事は警固所に常駐していたのであろう。遣わされた府使・通事による存問記は、現地志賀島で作成され、現地志賀島にいた宋人が十二日に位署(加判・在判)している。

鎮西九国を管轄する大宰府は広域行政機関である。大宰府には府国施行体制があつて、九州管国の諸国衙は大宰府の下部機関として位置づけられ、機能した。むしろ国から郡へ施行もされる。大宰府の指令(下達)はあまねく管内九国の国府・郡衙に布達される。上申も郡・国をへて府に到達した。

『小右記』万寿四年(一一二七)八月三十日条にそのことは明白である。宋人陳文祐来着関係文書として、記者藤原実資が書上げたものは、大宰府解・肥前国解・大宋国商人解ほかで、くわしく「肥前国所進宋人陳文祐等到来解文」とも書かれている。宋人はみたように肥前国松浦郡柏嶋に到着したが、存問に当たったのは肥前国衙在庁官人である。通事を交えつつ、大宋国商人解に基づき、存問記が作成された。それに肥前常駐の府使が加判したのであろう。記された文書上申過程からも、国衙の介在が明白である。

『帥記』承暦四年(一一八〇)四月二十一日および五月二十七日条記事に見る、「大宰岸」(『扶桑略記』)に著した大宋商客孫忠来着の場合も、「大宰府言上少式成季・肥後守時綱問□」とあつて、少式(筑前守兼帯)とならんで肥後守が意見を具申している。着岸地未詳ながら、肥後国解が作成されていた事例に加え得るのではない。

九州西部沿岸各地には警固所が多く設置されていた。その場合はどうか。のちにみる高来郡警固所の場合も同様で、「得管肥前国今月十一日解同日到来^{いへ}備」とあるように、警固所解を肥前国府が受けて解を出している。大宰府と国衙の関係は明らかである。さきの筑前博多の場合には筑前国府の經由(進達)がなかったが、筑前守が大宰少式を兼任して、国府經由は不要とされたと考えられる。

文治・建久頃の島津家文書(年欠五月十四日源頼朝加判平盛時奉書)に「薩摩国島津庄に着岸した唐物を、先例に背いて宰府が押取つた」とある。知らせを受けて、はるか筑前から宰府使が下向してくるなどとは、いかにも想定しづらい。薩摩国庁官人および薩摩警固所駐在の宰府使・通事こそが駆けつけた。

これまでの研究者は、制限貿易という前提に立ち、大宰府存問は博多に限られたものとみる。この博多限定説の源流は一世紀以上も前の黒板勝美(『日宋の交通』『日本海上史論』明治四四)あたりにあつて(本文六〇頁参照)、森克己に継承・固定された。近年の研究でも博多は朝廷により指定された交易港湾であるとか、博多への曳航・回送が必要だったとくりかえされる(前掲山内晋次著書、大庭康時「博多綱首殺人事件」『法哈囉』三、一九九四)。博多以外への来航を認めないという前提に

立つ以上、そうした結論にたどり着かざるをえない。だが不自然な要素が多すぎる。

二 天慶八年肥前国高来郡肥最崎警固所「解」

—唐人の要請による博多廻漕—

存問が完了した時点で、警固所ないし郡は解を作成し、大宰府に進達する。そのことについては、本稿でたびたび検討する天慶八年（九四五）・肥前国高来郡肥最崎警固所「解」の場合も同様で、警固所解は肥前国府に進達され、ついで肥前国府解が大宰府に進達されている。以下に詳細を述べるが、ぜひとも確認しておくべきは、この肥前国高来郡・松浦郡に到着した呉越商人船が、その後に鴻臚所に到達したことの意味・評価である。

多くの先学を規定してきた博多曳航なるイメージは、じつはこの天慶八年の呉越商人の事例によって作られた。いま森著書七二頁をみる。

「天慶八年六月、肥前国松浦郡柏島に到着した呉越商人蔣袞等の商船が、警護所の官吏によって大宰府鴻臚館（原史料では鴻臚「所」）に誘導され、此処に於て存問を受けている」

「天慶頃までは鴻臚館以外の地点に到着した外国商船は、これを鴻臚館まで廻漕させ、此処に於て検閲したのであるが、後にはこのことさえ行われなくなつたと見え」

とし、以下は鴻臚館存問が行われなかった事例として、さきの長治二年志賀島の事例を引く。また一五〇頁では

「外国船が博多以外の府管内に着岸した場合には、先ず国司がこれに存問を加えて、大宰府に報告し、大宰府は府官を派して、その商船を大宰府に誘導し、更に存問を加へ、その結果を中央政府に奏報するのが、大宰府のとるべき事務の順序である」

としている。典拠には、この天慶八年の事例のみを挙げている。したがってこの

天慶・高来郡松浦郡の事例さえなければ、鴻臚館限定での存問なる原則は、そもそも存在しなかったことになる。事件の推移をもう一度確認したい。

まず「本朝世紀」天慶八年七月二十六日条を引用しよう（読点、返り点は「国史大系」による）。

（天慶八年七月）

○廿六日庚申。今日。唐人來着肥前國松浦郡柏嶋。仍大宰府言上解文在左。

其文多不載。只取其大綱。

大宰府解申請官裁事

言上大唐吳越船來着肥前國松浦郡柏嶋一狀

舶壹艘勝載參仟斛一 乘人壹佰人交名在別

一船頭蔣袞 二船頭俞仁秀 三船頭張文遇

右得管肥前國今月十一日解同日到來一僞。管高来郡肥最崎警固所今月五日解狀同月十日亥刻到來云。今月四日如本三刻。件船飛帆自南海一俄走來。警調兵士等以二十二艘追船。留肥最崎港嶋浦。爰五日寅一刻。所司差使者一問。所送牒狀云。大唐吳越船今月四日到岸。伏請准例速差人船。引路至鴻臚所一牒者。愷加実檢。所申有實。仍副彼牒狀。言上如件者云々。蔣袞申送云。以去三月五日始離本土之岸。久□滄海云々。

天慶八年六月廿五日

唐人百人交名書在「弁官」。

「其文多不載、只取其大綱」とあるように、省略文しか残らなかった。たとえば事書に「大宰府解申請官裁事」とあっても、本文にはまったく「官裁」の内容が書かれていないので、推定判断しなければならぬ。ただ当面の課題、博多誘導については十分な記述がある。

重要な史料だから、以下時間を追って経緯を復原する。この年六月四日□（文字不明）三刻、南海より船が飛帆してきたので、高来郡肥最崎警固所の船十二艘で追い、肥最崎港嶋浦に停泊させた。翌五日寅一刻（早朝・午前三時）所司が使者を差し向け問うたところ、牒状を出してきた。

牒状は官制上、上下関係の不明な間において用いられた文書である。唐人など外国人からの言上状は牒とされている（宋商人の場合は解となることもある）。警固所などの発給文書はすべて解であるから、この牒は大唐呉越人が出したものである。そこには「例に准じ人・船を差して引路して鴻臚所に至らんことを伏して請う」とあった。「伏して請う」つまり唐人側が要請したものである。

そこで警固所は実検を加え、その申し分が「実」、正当であると認めたので、その日のうちに解状を作成、肥前国府に送進し、十日亥刻（深夜十時ごろ）に解状は肥前国府に到来した。きわめて不規則な時間帯の発・着ばかりで、夜昼を継いだようがみえる。

「肥最崎」警固所所在地は野母崎とされる（長崎県の地名『角川長崎県地名辞典』）。すなわち以後の史料に肥前国肥沽崎（『教訓抄』）、肥前肥御崎（『元亨釈書』）、肥御崎寺領（『深堀文書』）などとみえる伊佐早庄領内肥御崎とされている。なお現在の野母崎は西彼杵郡であるが、近世「天保郷帳」ほかで野母は高来郡とされている。肥最崎がどう発音されて肥御崎、肥沽崎に通ずるのか、また古代の郡界の問題など、検討すべき点はおあるが、野母崎には日ノ山と呼ばれた烽火山もあったし、近世にも遠見番所があったわけだから、ここに警固所があったという点は支持されよう。「南海」からの船とは甌島方面からの船の意であった。

野母崎から肥前国府までは直線で百キロメートルほどある。天慶八年六月四日はグレゴリウス暦945年7月20日である。夏といえ寅一点（午前三時～三時三〇分）はまだ暗い。夜明け前を期して始まった五日の作業はどこまで進んだだろうか。国府連絡（十日）までに要した日数は実質五日であった。五日に解が作成されていたとあるが、額面どおり受け取れば、平均一日二十キロしか進まなかったことになり、遅すぎる。現地での協議に時間を要し、日付を遡ったものかもしれない。おそらく警固所には時刻をおかずに肥前国府に通報する義務規定があった。期限内の通報が定められていたのだろう。十日深夜の午後十時に警固所解を受け取った肥前国府は、翌十一日ただちに国解を作成した。「同日到来」とあるように、その日のうちに大宰府に到達した。肥前国府・大宰府間は四十キロメートルほど

ある。十一日肥前国にて早朝に作成された解が、同日中、その日のうちに大宰府到着したというのはやはり早く、肥前国府はほとんど通過しただけの感がある。このあとは記事が省略されてしまっているもので、推測で補う。事書に続いて

「言上大唐呉越船来着肥前国松浦郡柏島状」

とある。この間の動きが記されていないが、官裁を請うこの大宰府解は、六月二十五日の日付になっている。よって五日の警固所使者の報告・判断を受けて、警固所所司は人・船をつけて、柏島まで大唐呉越船に同道したのであろう。そののち柏島に到着した段階で、ふたたび肥前国府に使者が送られ、それも後便として直ちに大宰府に送られた。大宰府では二通をふまえて二十五日に解を作成した。二十日前後に、船は柏島に到着していたのであろう。肥前国府はいずれも管内のできごとだから、迅速に大宰府に報告している。

天慶八年の動きを復原してみたが、明らかにことは鴻臚所への廻漕は、呉越商人が「伏して請うた」ものだったことである。警固所で一・二、躊躇する事態となったらしいことは、この陳情・要請が通例ではなかったからかもしれない。呉越商人が陳情・要請しなければ、鴻臚所廻漕はなく、現地肥最崎警固所に近く消費地も控える港湾での交易が開始された。また商人の要請内容が博多廻漕そのものではなく、「速く人船を差して鴻臚所に引路」することになったとみれば、案内を請うたことになる。存問自体は肥最崎警固所で、完了していただろう。

なお森著書は「此處（鴻臚館）に於て存問を受けている」と強調するが、史料にそのような記述はない。

以上の検討によって、諸先学がいわれるような博多曳航が、体制的な義務・強制ではなかったことが明らかになった。あくまで唐（呉越）人が希望し、要請した結果であった。存問はすべて到着地で行われていたのである。

なお文永六年（一二二九）九月十七日、蒙古国牒を持参する高麗使を乗せた異国船が対馬に来着、それに対し、鎌倉幕府掌握下の大宰府は存問し、九月二十四日には大宰府解状を作成し、太政官に送っている（佐伯弘次『モンゴル襲来の衝撃』二〇〇三）。

贈蒙古国中書省牒

菅原長成

日本国太政官牒 蒙古国中書省 附高麗国使人牒送

牒、得太宰府去年九月二十四日解状、去十七日申時、異国船一隻、来着対嶋島伊奈浦、依例令存問来由之處

〔本朝文集〕、『鎌倉遺文』一四卷一〇五七二

存問体制は鎌倉幕府掌握のもとに継続維持された。

2 宋船来着への対応

一 大宰府存問と朝廷上奏

かくして研究史が強調してきた「制限的对外贸易制度」の論拠の一つが消えた。つぎに検討すべきはこのイメージのもうひとつの論拠、すなわち中央政府の消極的態度である。

従来の研究史は宋船来航の許可不許可は、すべて朝廷が決裁したと見る。森克己の考えは前に一五〇頁の文章を引用しておいた（本文前々頁）。近年の説でも、「大宰府が作成した存問記は太政官に送付される。朝廷では陣定を開き、安置（滞在・貿易の許可）または廻却（帰国命令）を決める。この後勅裁を経て官符が大宰府に向けて発給される」とされている（石井正敏「肥前国神崎庄と日宋貿易」・『古代中世史料学研究』下、平成十年・一八五頁）。

大宰府は単なる窓口機関で、何らの権限もなかったことになる。筑前国府以下の機能しか持ち得なかったようだが、これでは鴻臚館外交の意味もよくわからないし、大宰府機能の根本意義もわからないと思う。

逐一、朝廷に判断を仰いだという先学の結論は、今に残された京都に伝わった史料からの帰納・推定である。確かに朝廷での議定に関する記事は多い。しかしいうまでもないが、日記記事の残存は偶然である。日記が残存した場合でも、多

数のできごとのうち、日記記者の関心をひいたことのみが記され、あまりに通常的な業務は記されない。今日のマスコミ報道に同じで、平常進行していく日常業務は記録されることはなく、したがって後世のわれわれにも伝えられることはなかった。ましてや、根本史料たる大宰府政務日誌・記事類はまったく残存していないのである。このような史料の偏差、記述の偏在、とくに京都の史料を通じてしか検討ができないという大きな制約は、つねに念頭に置く必要がある。

朝廷での議定が原則ではあった。しかし京都と大宰府間の距離を考慮して、案件の軽重、問題の簡単・複雑などにより取り扱いの差があつて、存問の結果、特段の問題がなければ仮許可が出た。文書（下文など）自体は出されなかったかもしれないが、それに近い事態になったと考える。存問はみたように保安警察事項に属する。対して廻却は外交に近い問題となる。廻却相当で帰国命令を出さざるを得ないという判断が大宰府によつてなされたときには、朝廷の判断を仰ぐべき重要案件となつて、緊急に送送し、太政官に事前上奏した。すなわち重要案件として朝廷の決裁を求めるため、存問記が京都に送進された。また和市物に関わる値段交渉の結果、原則を変えざるを得ないようなとき、ないし国庫の支援が必要なときも、朝廷の判断を仰いだらう。金の売却価格をめぐる「権記」長保二年（一〇〇〇）七月十三日記事の例は、それに該当する（後述五八頁）。

むろん朝廷は貿易の実態を全体的に把握する必要がある。存問の範囲内で問題がないものについては、大宰府が仮許可を出して交易開始を認めるが、朝廷への報告（事後）は義務づけられていた。

以上のように考える理由を以下に述べたい。その徴証・根拠は四点ほどある。

第一は、長承二年の神崎庄において、「府官等任例存問、随出和市物畢」とあることだ。存問の後、朝廷の上裁が下つたわけでもないのに、ただちに「和市」（最初の売買による日中貨幣レート調整）の物が出された。和市の決定は貿易開始を意味している。従来の論者はだれもこの文脈を説明しない。しかし存問後はその仮承認を得たものとして、荷下ろし・交易ができたと考えれば理解できる。

また当時権中納言、すなわち公卿であつて、日々の公卿会議（陣定）に出席して

いたはずの源師時が、その日記『長秋記』のこれ以前の条に、周新船・存問の件をまったく記していない。そのことも、大宰府が京都まで進達せず、陣定の議題になることもなかったか、あるいは送達されていたとしても通常の報告事項にすぎず、源師時の関心をひかなかったかの、いずれかだと考える。

第二の理由は今日伝わる日記関連記事の大半において、つねに廻却か否かを論じていることだ。いっぽうでは官使（大宰府使）の到着をも待たずに、院宮王臣家が争って唐物を購入しようとする事態のあったこと（延喜三年・九〇三・八月一日太政官符、『類聚三代格』所収）、つまり全面的な歓迎姿勢と比較して、あまりに落差を感じる。実際の来航に対して、ほとんど否定する態度を取ったというのは、歴史の位相として不自然に過ぎる。

廻却官符が出されて帰国した例はたしかに多くあるが、以下それらの代表事例を簡単にみよう。いずれの場合も京都朝廷での審議を不可欠とした重要案件ばかりである。

まずさきの長治二年（一一〇五）存問記。『朝野群載』に収められているから、京都に送付されたことは確実である。前年に廻却処置を受けた莊嚴なる人物が問題で、今回渡航した李充が、そのときにも同行していたから紛議になった。ただちに安置になるはずはなかった。

『小右記』万寿四年（一二二七）八月三十日条は宋人陳文祐来着に関わるが、陳は去年の夏に日本を離れたばかりで、また日本人を母にもつ副綱の章仁昶は、廻却を命じられたことのある周文裔船の副綱・章承輔の二男であった。実態は同じグループが派遣してきた問題船である。大宰府としてはふつうでは安置（安堵）はできないケースであった。

それらに先立つ永保元年（一一八一）の場合、宋人は錦の袋に入った大宋国牒を持参していた（『帥記』同年十月十七日条ほか）。国牒持参であるから外交問題であった（朝貢による国交はなくとも、牒による国と国の交信は行われていた）。

『小右記』長元元年（一一〇二）年十一月二十九日条の大宋国商客文商（周文裔）に関しては、すでに廻却方針が決定されて、その貨物を返却するか否かが問題に

なっている。

『帥記』治暦四年（一一六八）十月二十三日条の唐人商客の場合も延喜に定められた年紀に従って廻却すべきか、あるいははるばるやってきたことを考慮して安置するかを議論している。

康平三年（一一六〇）、越前に来着した宋商の場合も、京にて廻却が指示されている（『扶桑略記』）。越前の場合はそのも大宰府相当機関がない。宋人への存問日記を記した越前国解を受けて、朝廷で審議した（『水左記』『帥記』承暦四年・一一八〇・閏八月二十六日条参照）。直接朝廷で判断することは当然であろう。

帥の遙任体制になってからは、大宰府の最終的な決裁は帥のいる京都で行われたであろうが、これも案件次第で軽重があったであろう。遙任国司の場合に留守所下文なる文書様式が登場してくるような、現地決裁が不可欠になってくる。帥の決裁事項には事後承認の形式的なものが増えてくる。現地大宰府・鴻臚館は存問に関するあらゆる事項は専決でき、廻却のような国際紛争の要因になる案件については、京都に最終判断を任せただけではなからうか。

長承二年神崎庄の場合、たしかに「抑宋人來着時、府官存問、早經上奏、安堵・廻却、所從官旨也」とある。遙任の大宰権帥たる藤原長実と語り合ってきた源師時の所感としてはもっともなもので、陣定・勅定を経たうえで、安堵（滞在と貿易の許可）か廻却（帰国）か、を決めるという大原則を述べている。帥として長実がこうした見解を持っていたことは当然だし、大原則はその通りであった。しかしそれがすべての現実ではなかった。

なお廻却であっても「隨身貨物等少々、当朝人々雖借請」（存問記）とあって、実質的には交易がなされた模様である。また藤原実資も『小右記』（長元元年・一一〇二・十一月二十三日条）で「唯上古近代、雖有廻却之定、猶不返給貨物、假令雖返給、府禁來不嚴敷」と、廻却の実効性のなさを明記した。実資の所領、筑前国高田牧の交易に関わる件だから、廻却を嫌う文脈のなかで読む必要があるが、真実であろう。『朝野群載』応徳二年十月二十九日大宰府言上状でも、

「而近代府司、乍瞻廻却官符、殊優異客、任情量、其意趣、似令出不被行者歟」

（近代の大宰府・府官は帰国命令をみながら、異国の客を優遇する。法令が出ても行われぬのに同じ）と述べられている。さらに永保二年（一〇八二）僧戒覚の場合、廻却船で密出国したほどである（『渡宋記』『大宰府太宰府天満宮史料』）。京都の貴族達は空論に時間を費やしていたのか、とも思ってしまう。

*大宰府にとって不都合な人物、船であれば、つまり大宰府の利権構造からはみ出る船に対しては、廻却の判断がなされることもあったと想定できる。しかしいまそうした徴証を明確に示す準備がない。

第三の理由は警固所から大宰府への送進は一剋を争うものと規定しているにも関わらず、大宰府から京都への送進は特段に急いだ形跡がないということである。先ほどから何度も検討してきた天慶八年・肥前柏嶋への来航のケースでは「亥剋」（深夜十時前後）、「□三剋」（欠字のため詳細時刻未詳）、「寅一剋」（午前三時半）とあった。さきの長治二年警固所解の場合でも、「酉時」（午後六時前後）とあった。異国船来着を報じる警固所解の場合、「時」ならびに「刻」（剋）を記載せよという規定があった。単なる時刻の記載だけでなく、それにもう刻限以内の対処、それに反した場合の罰則も定められていたはずである。文字通り一刻を争うものとされていた。ところが、一連の事件は六月二十五日になって初めて京都に言上された。この間、大宰府が知った六月十一日から二十五日の間に、ただちに大宰府解（速報）を作成し、京送した形跡はない。どうやら大宰府は情報を逐一京都に送ってはいないといえる。第一報の肥前警固所からの連絡を受けた段階では、京都に送るべきか、大宰府自身で判断できる事項なのかどうか、まだ判断がつかなかったが、柏嶋から連絡を受けた後報では「官裁」（内容は不明）が必要な事態だという結論となって、京都に使者を立てたのではないだろうか。

次の長元元年（一〇三〇）八月から十月にかけての事例は、森克己が大宰府機能の弛緩という点から説明した史料である。この年は宋商船の来着がいくつかあって、みってきた福州陳文祐船の場合は八月十四日に柏嶋に到着、その情報ははやくも八月二十五日には関白藤原頼通の許に届いている（『小右記』）。大至急の飛駅が用いられたのだろう。しかし八月十五日に対馬島、ついで怡土郡北埴に到着した

宋人商客周良史の場合、京都への連絡は十月十日頃であった。大宰府管内では剋単位での行動が義務づけられていた。それに比べて遅すぎるが、「都督于今不申」とあって、大宰帥本人は承知していた。故意に報告しなかったことになるう。

到着はわずか数日の差である。同じ時期に一方は迅速で、一方は遅々とした対応であった。機構の弛緩では説明できない。陳文祐の場合は緊急に京都に注進するケースであり、周良史の場合は、当面その必要がない場合とされたか。あるいは陳文祐船はスポンサーが頼通自身であったものか。さまざまなケースがあったが、朝廷への報告は剋単位で義務化されてはいなかった。

第四の理由は当時の航海事情である。すなわち東シナ海を航海してきたジャンク船の耐用性である。木造船は木桶おけの原理に同じく、木材が水を吸うことによる膨張作用、またそれをより効果的にする「すりのこ」「木殺し」で漏水を防ぐ。長い木と長い木の接ぎ目から一滴の水（アカ）も漏らさないという技術は今日に至るもない。漏水はある程度必然的なもので、漏水があればマキハダ（コウヤマキの皮、あるいは杉皮）を打ち込んで隙間を詰めた。航海中にこそ漏水への配慮が必要だったわけ、随時海上でもマキハダを打った。木造船の寿命は十年程度らしく、新造後、かなりの時間を経過した船では、とくにそうした問題が生じやすかった。

新安沈船には中国船（ジャンク船）特有の船底隔室があった。第一義的には船の構造を強化するものであろう。隔壁が入ることによって飛躍的に構造は強化された。しかしそれだけではなく、マルコポーロ『東方見聞録』は「一艙房のみが浸」つても、他は浸水しないフェールセーフだと説明している。山形欣哉『歴史の海を走る』（二〇〇四）は壁底部に穴があることから、浸水（アカ）は一ヶ所に集められ、漏水室には壁の底穴に栓がされるとした（二〇、五五頁）。和船にも戸立てとよばれる仕切り板がある。漁船では戸立てによって生きエサを入れるいけま（生け簀）を作ることもある。水の遮断は可能であっただろうが、船は漏水を前提としていた。上からの雨、横からの波もアカとなるから汲み出す必要があった。

万寿四年（一二二七）八月の陳文祐の場合、出航（七月四日、中国）から到着（同十日、日本）までわずか七日と順調であった。延久三年（一〇七二）成尋の場合、中

国海域まで三日（三月十九日壁島出航、二十一日に唐海に入り、二十五日に蘇州入港）、

永保二年（一〇八二）の戒寛の場合は中国海域まで六日間（肥前国土部を九月十四日に出航、十九日には唐海に達し、二十二日に明州定海県到着）と早い。八〇〇キロを六日なら、一昼夜に一三〇キロで、平均時速五キロメートル強となる。

しかし陳文祐の前年万寿三年のケースでは八月十三日に日本の岸にて解纜、漂流の後、九月九日に明州に到着した。二十六日も要している。天慶八年（九四五）の場合、三月五日に出航した船は六月四日まで三ヶ月の間も「滄海」に浮かんていなければならなかった。この間、百人もの乗員が狭い船のなかでの生活を強いられた。水・食料も大量に消費したことであろう。想像を絶する。数カ所での停泊はあったとしても、この長期の航海は予定外のことだった。その間、波にもまれ、風に揺られ、船はきしみを生じていたはずである。木造船は耐えるのがやっとで、航海が長期になれば新安沈船と同じ運命が、どの船にも等しく待ち受けていた。

したがって目的地に到着したあとは、できるだけ早く荷揚げをして、漏水箇所などの修復など緊急に小修理に取りかかる必要があったと考える。『朝野群載』応徳二年（一〇八五）十月二十九日大宰府言上状にも「但此事修補船筏、相待巡風」とある。

こうした事情が、さきにみた廻却が指示されても、実効をとまなわない事態につながっていく。補修もできない状態で出航せよというわけにはいかなかった。現地の情勢が、優先されることは多かったし、口実はいくらでもついた。

*貿易許可権限が中央政府より大宰府に移管されたという考えは、じつは天長八年（八三一）九月七日太政官符を引用した森著書一〇七頁にも見えている。それは新羅との関係悪化に伴う緊急処置で、特例であつたとする。いっぽうで長承神崎庄の事例も大宰府移管の事例であるとしている。よってすべて朝廷で決定したとは考えておられなかったらしい。なお船の構造については佐賀県肥前町向島・古川友一氏、船の博物館・小堀信幸学芸部長ほかのご教示を得た。

二 公憑と出国

ところで入国に当たったての手続きは議論されているが、出国の際はどうな手続きが必要だったのだろうか。中国の場合、出国時に公憑が発給されている。受け入れ側の日本でも、存問は「本郷」公憑にもとづいて行ったと考える。永保元年（一〇八二）十月の事例（『水左記』『帥記』）では宋船が持参したものは、1 明州牒一封、2 公文案一通、3 人徒交名注文一通、であつた。公憑に該当しよう。日本も漢字文化であつたから、文字は共通語であつた。万寿四年八月三十日の場合、陳文祐が持参した書類は、1 大宋国奉国軍市舶司公憑案一枚、2 船内客徒（客）名一枚、3 新入宋人六十四人形体衣裳色絵図一枚、4 貨物解文一枚、5 和市物解文であつた。1-3 が人に関わる。「新入宋人」とは従前日本への入国歴のない船員であろうか。かれらについては「形体衣裳色絵図」つまり人相書のような個人を特定できる絵が添付されていた。これらは本国中国で用意したもので、いまのパスポートの原形である。天慶八年の場合も「唐人百人交名」とあつた。

公憑は隋・唐以来の制度であろう。基本的にいえば中国の公憑は出国者の外国（蕃国）への入国用であり、また帰国者の母国入国用だった。中華帝国から見れば周辺国は諸蕃である。日本にとつても、あくまで中国船・綱首船のチャーターであつたから、日本人が新たに乘らない限り、公憑作成は不要であつた。しかし実際には乗員の交替もあつただろうし、貨物の数量もそのままというわけにはいかない。パスポート（公憑）は片務的ではなく双務的だったのではないか。

公憑に即して朝廷が審議した史料は多い。たとえば『帥記』治暦四年（一〇六八）十月二十三日の場合、陣定において公憑が二通あることが問題になっているし、上記永保元年十月の例でも宋商客の状に副えられた公文案、人徒交名注文が検討されている。また承暦四年（一〇八〇）八月、閏八月の事例では明州牒、大宋国（使黄逢隨身）牒状を持参しているから（『水左記』『帥記』）、公憑制度は日本側との書簡の行き来、交信を前提にした制度のようにも思われる。大宰府は入国に際し公憑持参、閲覧を義務づけたのであろう。してみれば逆のケースでも、日本国公憑（大

宰府牒）があれば、中国入国はきわめて円滑に処理されたといえる。日本公憑の実物は残されていない。公憑は一過性であって、一度の旅行が終わったならば保存の必要がなかった。また本稿が問題にしてきた史料偏在の問題もある。

日本人が宋に入国した際の事情がわかる事例は、きわめて特殊なものしかない。さきの永保二年（一〇八二）、戒覚の場合、明州定海県に到着してから表文を提出している。戒覚には廻却船に乗っての出航という特殊な事情があった。法度破りであり、「恐府制」、大宰府の「制」を恐れていた。船底に隠れていたとある。大宰府が保証した公憑には記述がなかったので、みずからの分については表文を提出し、上陸の承認を得ようとした。その表文においては「日本国天台山延暦寺僧伝燈大師位戒覚言」と所属を明らかにしている。中国側の寺院には日本寺院に關する情報も蓄積されていた。たとえば天曆七年（九五三）の渡唐僧日延は大唐天台德韶和尚から、日本天台山慈念大和尚に伝えられた書信を受けて入唐使となった（大宰府神社文書『大宰府太宰府天満宮史料』四一一頁。淳祐三年（一二四三、日本寛元元年）、径山（興聖万寿寺、天台山の有力寺院）火災に際し、承天寺円爾は再建用板木千枚を送り、その礼状を受け取っている（東京国立博物館蔵・徳敷墨跡）。中国天台山には布教の前線たる日本天台山や京都・博多の禪寺に関する豊富な情報があり、相互の頻繁な音信もあって、日本僧の所属寺院が確認できた。

中国大陆においては、戒覚は密航者として入国したわけでも、隠れまわっていたわけでもない。遠い宋では本国に迷惑はかかるとはしないと考えたのかもしれないが、延暦寺僧であることに誇りを持ち、またその立場をきわめて有効に使った。宋・明州の側もこれを問題視して、日本に通告するとか、廻却させることはなく、優遇した。

『参天台五台山記』を残した成尋の場合、延久四年（一〇七二）三月十五日、肥前国松浦郡壁島（可部島）から従僧七人とともに唐人船に乗るが、それは「密々相構」るもので、風待ちの間、「終日閉戸、極以難堪」「閉戸絶声」という状態であった。大宰府の許可は得ていなかった。朝廷に入宋許可を求めているが、許されなかったようだ（『朝野群載』延久二年正月十一日成尋言上状）。三月二十一日には唐海

（舟山列島東か）に入る。そののちも航海を続け、二十六日に明州の一角に入り、四月五日に明州から越州へ、そして十三日に杭州に入った。十四日午時（十二時）満潮時に数里（一里は〇、六キロ）上って、大橋についた。申時（四時）、問官の門前に着いた。日本朱（雀）門のようだと述べている。ここが荷下ろしの港であった。翌日は都督酒宴（祭りか）で船は上陸しなかった。十六日巳時（午前十時）、問官が客商官舎に轎子（のりものかご）に乗って、多くの眷属を引き連れてやってきた。船の物を官夫が運納した。自分は問官のもとに向かい、申文を付した。問官は一見ただけでそれを戻し、明日みずから参府して献上せよといった。翌日の記事はそのことにふれないが、十八日に錢三貫を借りて問官に送っている。二十日、辰時（午前八時）惟觀（日本からの従僧）が金銀を「如員」持ち来たって、巳時（十時）快宗供奉ら日本から来た主な六人を、問官市に遣わした。申時（午後四時）、沙汰は終わった。「如員」小船をもって、運び来たった。問官の恩は不可思議、仏の力と同様、推し量ることはできない（ありがたい）ものだった。

以上の問官とのやりとりは、宋国に入国するための手続きではないか。かなりの金銀を使った。二十七日には参府して、天台山に参りたい旨、申文を提出した。成尋の場合、入国許可ならびに国内通行証が必要であったと考えられる。他の船頭船員は出国時に公憑によって認められた宋船であったから、宋出国時の公憑と、日本を出る時に積荷の詳細を記した大宰府牒があれば、入国には十分だっただろう。

以上、出国の事例について検討してみたが、パスポートは必要で、それが無い場合、寺院間の情報（天台ネットワーク）と、金銀による解決が必要だったことを見た。

*成尋入国手続きについての最近の研究に、石井正敏「『参天台五台山記』にみえる「問官」について」、夏応元「『参天台五台山記』からみた成尋在宋中の収入と待遇について」（ともに村井章介代表科研報告書「8—17世紀の東アジア地域における人・物・情報の交流」二〇四・所収）などがある。前者には密出国・密入国であったことへの関心は稀薄である。後者は当座、厳しい処遇を受けた成尋が、皇帝朝見への道が開けてから国

賓待遇になっていったとする。かれはのちに「先帝（後冷泉帝）御書経巻」を五台山に施入している（『鄰交徴書』）。地位上昇後の輸入であろう。

京都朝廷では社寺権門が仕立てる船については、全体を把握する必要があったであろう。ただし船は宋人綱首に属する宋への帰国船であった。逐一諾否を陣定で決定するようなことはしなかったし、もともと帰国に否とはいえなかった。大宰府が存在する以上、京都朝廷は出国手続きには関わらない。民間船の出国手続きは、大宰府と管轄諸国の事務的行為であり、政治問題ではなかった。

三 社寺貿易・荘園貿易は「密貿易」なのか

「密貿易」という学術用語が流布しているが、これに関しても吟味・検討すべき点が多い。大治二年（一二二七）、神崎庄からの鯨珠一顆が院（白河上皇）に献上されている。久安四年（一二四八）仁和寺領杵嶋庄からの孔雀も天皇（鳥羽院、崇徳院）や貴族（忠実、頼長）に、率先して見せている。このように朝廷を構成する諸権門に直結する交易なのに、それが「密貿易」だったという解釈は理解しづらい。漁民が密かに行う貿易ではない。国家の頂点に立つ院（天皇家）が行う貿易なのである。

もともと大宰府自身は貿易（冊封・朝貢貿易）ができない。森克己がいったように、すべてが民間貿易である。荘園貿易も含めて「大宰府」貿易（存問貿易）といってよい。博多で行われる「院宮王臣家」による交易もあった。後述する筥崎や大山寺による貿易は社寺貿易であるが、権門貿易の一形態である。密貿易については、史料に全くあらわれない零細なものは、あったのかもしれない。

「院宮王臣家」、すなわち各権門による貿易を「密貿易」と規定することは、やはりおかしい。森克己はそれほどには「密貿易」ということばを頻用していないし、公然貿易になったとしてもいるが、批判を試みる論者たちが、一律に「密貿易」説とした。誇張もある。大宰帥や大貳が貿易を行ったともされているが、朝貢・冊封体制を取らない限り、大宰府自体は貿易を行うことはできないので、違法なケースということになろう。嘉保元年（一〇九四）前大宰帥藤原伊房が関与し

た契丹への明範渡航は、兵具売却など国益を損なうもので、降格処分がなされた。『太宰府市史』古代資料編（244）はこれを「私貿易」としている。詳細な事情がわからないが、処罰の対象となる違法行為であって、一般化できる例ではない。なお大宰府官人は多くが摂関家ほか権門と強い結びつきを持った。大宰権帥、大貳、府官は「院宮王臣家」の一員、従者であった。大宰府と権門を対立的にみる構図も正鵠を得たものではない。

古くより荘園貿易は存在せず、すべてが指定港博多津における大宰府貿易であったといわれてきた。それに対し、私見では、日宋貿易に関わる事例は、いずれも権門貿易（社寺貿易・荘園貿易）とみてよいこと、「存問」「和市」はかならず行われており、それが「大宰府」貿易そのものであったことを明らかにした。宋人側船（中国派遣船）の派遣主体は育王山、天童山などの寧波周辺の大社寺である。貿易は綱司・綱首（中国人）によって実施されるが、日中いずれでも主体は社寺であった。権門や商人が資本の提供者になって派遣した「寺院貿易」（社寺貿易）である。日本社寺はこうした綱首の帰国船、すなわち空荷の船に便乗し、積荷することが多かった。公貿易は存在しないし、密貿易も史料に現れるようなものは存在しなかった。つまり社寺貿易しかなかったのである。以下はその社寺貿易を具体的に見る。社の事例として筥崎宮、香椎宮、志賀島社などを、寺の場合として大山寺の事例をみる。

3 筥崎宮と大山寺 — 社寺貿易の代表例 —

一 筥崎宮

A 筥崎宮の地理環境・政治的位置

塙保己一らが編纂した『武家名目抄』職名部巻五 鎮西警固番末尾に「中にも博多の津は探題鎮衛の府なるが故に、箱崎に役所を構へ、西州の諸士、詰

番してむねと此所の護備をつとめたり」

とある。近世の叙述ではあるが、これを裏付けるかのように文永蒙古合戦を画いた『竹崎季長絵詞』でも、鎮西御家人が集結した場所はやはり箱崎であった。刀伊の入寇でも、文永の役でも、くりかえし箱崎は外国の攻撃目標となった（『小右記』『勘仲記』）。箱崎を掌握することが九州北半制覇の鍵だった。博多津の軍事的拠点は箱崎であったといえそうである。

日本史転換の局面に箱崎および背後の多々良潟が登場することが数度あった。もともと著名なものが建武三年（一二三六）足利尊氏の多々良浜合戦である。箱崎を制したものが、九州北部を、そして日本を制することがあった。寿永二年（一一八三）八月、安徳天皇を奉じて箱崎より大宰府に入った平氏も、一旦は福原に戻るまで勢力を回復した。いったいなぜ、箱崎はこうした位置に立ち続けることができたのか。

先に述べた筥崎宮「宋人御皆免田」は宋人の居住・拠点形成を示している。明書『武備志』（明・天啓元年・一六二一）はつぎのようになっている。

花旭塔津為中津、地方広闊人煙湊集中国海商無不聚此地有松林方長十里名十里有百里松、土名法哥殺機、乃廂先也、有一街名大唐街、唐人留彼、相伝今尽為倭也

「花旭塔津（博多津）は中心となる津で、その土地は広い。人家も多く集まり、中心となる国の海商はみなこの地で行われる」（海商はふつう商業行為をさす、「日本風土記」では「我国海商聚住花旭塔津者多」とあるから、海商は商人となる）。「この地に十里の松と呼ばれる松林（松原）があるが、中国（明）の里程では百里に相当する。土地で法哥殺機（箱崎）といっているところは博多からいえば、廂の先である。そこには「大唐街」と名付けられた町があるが、唐人は三世、四世となって、みな倭（日本人）に同化している」。

当時、石堂川は掘削されてはおらず、箱崎と博多は地続きであった。十里松が登場する。日本の里はおおよそ四キロだが、中国の里は〇、六キロメートル強であるから、日本の十里は四〇キロメートル、中国の百里は六五キロメートルとなる。

この換算差・感覚差により長さは百里あると注記された。博多と箱崎は二キロほどしか離れていない。明書は、この松を松林とみる。四十キロであれば博多湾岸を指すものか。ただし「明治十五年小字名調」（福岡県史資料）所収によれば、旧豊富村（御笠川右岸、いまの馬出西方）に「十里松」という字名があったことがわかるので、特定の松をさす固有名詞かもしれない。

大先学、貝原益軒『筑前国統風土記』が読みとったように、箱崎には大唐街があったとみたい。むしろ博多津に大唐街があったことは事実だが、箱崎にもそれが存在した。近年、箱崎遺跡から中国特有の花文瓦（花卉文瓦）・波文瓦が出土した。これによって、箱崎大唐街の存在が考古学によって裏付けられた可能性がある（既述）。

謡曲「唐舟」には箱崎が登場する。登場人物はみな箱崎関係者であった。日本と中国の窓口は箱崎であったかのようである。多々良川干潟には多々良^{こめだ}田遺跡のように大量の越州窯青磁の優品、またベルシア陶器を出土する遺跡もあった。

「唐舟」に「箱崎殿」が登場するが、「はこさきとの」と書かれた墨書土器が博多東長寺遺跡から発掘されている（池崎譲二「博多東長寺出土遺物補遺」『博多研究会誌』八。「との」という敬称が書かれた墨書土器は珍しく、箱崎にいた領主は、博多東長寺にとって特別の存在であった。「博多殿」なる存在はいまのところ確認できない。多分いなかった。

B 筥崎宮と大宰府―その一体性ならびに乖離性

「箱崎殿」は大宮司であらう。『小右記』寛弘二年（一〇〇五）四月七日条に前大宰帥平惟仲が大宰貫首秦定重宅にて死去した記事がみえる。『今昔物語』『宇治拾遺物語』に鎮西筑前国貞重がみえ、「ちかごろある」「筥崎の大夫則重が祖父」とある。『散木奇歌集』に筥崎神主「のりしげ」の名が見える。

定重、貞重いずれも同一人物をさすと考えられている。つまり大宰府役人を統括しうる立場で、大宰帥が寄宿するような邸宅を持っていた秦定重（貞重）がいて、その孫則重は筥崎神主で筥崎の大夫とよばれていた。この時期の筥崎神主は秦姓

である。貞重についても箱崎宮の神職であったと考えられるし、則重についても家格からして、大宰府の官職に就いていたと思われる。箱崎神主が同時に大宰府現地のトップでもあった(箱崎の沿革については前掲・川添昭二「古代・中世の博多」〔中世九州の政治と文化〕昭和五十六年・所収などに詳しい)。

ほか永承六年(一一五二)の事例では、箱崎宮大檢校職の補任は大宰府が筑前国府にあてて出した大宰府符によってなされている(『宮寺縁事抄』)。こうした諸点から箱崎は大宰府機構の一部であったということが出来る。またその再建にはつねに大宰府の助力(資金支給)を求めている。両者は一体で箱崎宮は「国宮神社」である。

文永十一年の蒙古襲来時に箱崎宮が放火されて焼けたことはよく知られている。一般的には『八幡愚童訓』の記述に従って、襲来したその日に放火されたとされるが、むしろ退却時に放火したとみるべきだと考える。『八幡愚童訓』は翌朝敵船の姿が消えたとするが、神威高揚の作為たる可能性があり、実際の撤退は数日あとであったことは別に述べた(『歴史を読み解く』)。もっとも危険な敵前撤退作戦に際し、少しでも危険を回避するために、相手にダメージを与えておく。こうした戦法は一般的なものである。

*たとえば香椎宮は天正十四年立花山を攻撃した島津義久が帰路に放火したという(『香椎宮由来書』「筑前町村書上帳」七三三頁)。

さてこの箱崎宮の焼亡に対し、三ヶ日の廢朝が行われた(『勘仲記』文永十一年十一月十四日条)。廢朝は服喪、日食などの天変地異、そして火災があつたときに、天子が政務をみないことをいう。ふつうは三ヶ日で、重事は五ヶ日である。火災によって廢朝が行われた事例は『古事類苑』に多く所収されている。大神宮、賀茂別雷社、紀伊日前宮、宇佐神宮、香椎宮、内裏、大極殿、神祇官などが対象となっている。香椎宮火災については五ヶ日の例がある(承保四年、一〇七七)。どの神社でも火事になったら廢朝になるわけではない。国家にとって火災が由々しい事態であると考えられる場合に限定されよう。多々良川河口、香椎と並ぶ箱崎は、日本本土からいえば西端、外国との最前線であり、敵国降伏を担う重要な神社である。

った。国家はその分、篤い保護も加えていたといえよう。

ただし箱崎宮は八幡大菩薩として石清水別宮として位置づけられていた(文治元年・一一八五・石清水文書)。石清水八幡と朝廷の利害が対立することも、ときにはあつただろう。つねに箱崎宮が大宰府の指令どおりに動いたわけではなかった。

仁平元年(一一五二)六月に大宰府目代宗頼が檢非違使所別当安清、同執行大宰府大監(大蔵)種平、季実らを派遣し、五百余騎の軍兵を引率して、箱崎・博多を大追捕する事件があつた。目標とされたのは、まず宋人王昇後家の家であつたが、けつきよく千六百もの家から資財雑物を運び取つた。屋島の平家を攻撃した源義経の兵は、勢揃いした段階で、三百騎であつたから、この五百騎という数は異常なまでに多かるう。合戦そのものであつた。一家族をかりに六人とすれば、一万人に近い人たちが逃げまどつた。箱崎宮の近くに宋人の家の多くがあつたから、宮にも多数が逃げ込み、それを騎馬武者たちが追つて乱入した。大神殿・若宮・宝蔵を打ち開け、新造の御正体や宝物を奪おうとしたため、死穢がでた。そのため六月晦祓、七月七日の御節供など定められた神事ができない。八月放生会も汚穢のままの神殿ではできない。それで箱崎宮権大宮司経友・兼仲らが造改をしてほしい、山野に逃げまどつているものを戻すために宣下をしてほしい、と訴えた。九月二十三日に宮司側と宗頼・種平側が大宰府の官庭で対問し、二十八日に安堵の宣下は認められた(文治二年八月十五日中原師尚勘状・『宮寺縁事抄』)。

この場合、箱崎宮側は目代宗頼、張本安清、種平、季実らの強い処分を要求しているわけではないので、大宰府側にはそれなりに追捕の正当な理由があつたものかもしれない。大宰府は宋人王昇後家らを攻撃目標にしたのだから、自分たちの主張に従わない宋人を抹消しようとしたことがわかる。この場合、逃げる宋人を保護し、攻撃もされた箱崎宮には、宋人側につく勢力がいたと考えられる。

ほか保延六年(一一四〇)大山・香椎・箱崎が張本となつて、宰府以下屋舎数十宇を焼き払うというような事件も起きている(『百練抄』ほか)。箱崎側が大宰府(具体的には大宰府内反対勢力)を攻撃した事件であつた。

C 新安沖沈没船と筥崎

日宋貿易の内容が具体的にわかるのは、至治三年（一三三三、日本元亨三年）に沈没した新安沖沈没船の木簡記載文字である（以下は文化公報部文化財管理局編『新安海底遺物』資料編・一九八三～八五年、西谷正『新安海底発見の木簡について』（正）（続）、九州文化史研究紀要三〇～三二、昭和六〇～六一による）。報告によれば、木簡は船底部に積載されていた多量の銅銭を「銅銭」で吸引した際に揚陸されたものという。事前に木簡の存在がわかっていたわけではない。流れも激しく、光も射さず、泥

1982 年確認分 (算用数字は木簡枚数)	綱司私	109
	東福寺足 東福寺公用	十貫文 40 (か) (およそ 400 貫)
	東福寺公物	大銭五貫 7 (か) (およそ 35 貫)
	鈞寂庵・宝至治参年	大銭八貫 7 (か) (およそ 56 貫)
		十二 (貫脱か) 文 (およそ 12 貫)
	教仙 勸進聖 筥崎奉加銭	十貫文 2 (およそ 20 貫)
		十二貫文 2 (およそ 24 貫)
	一田早米	十貫文 6 (およそ 60 貫)
		大銭六貫文 5 (か) (およそ 30 貫)
		大銭五貫文 2 (か) (およそ 10 貫)
	松 菊得	十二貫 4 (およそ 48 貫)
		大銭 (か) 五貫百二文 2 (か)
		(およそ 10 貫強)
	菊一	十貫 9 (か) (およそ 90 貫)
	道阿弥	十貫 4 (およそ 40 貫)
	秀忍	十二 (貫脱か) 文 2 (か)
		(およそ 24 貫)
1983 年確認分	随忍 本とう二郎 とう二郎	大銭 2 (およそ 12 貫)
		六貫七百文 8 (か) (およそ 53 貫)
	子哲	十一貫文 1 (およそ 11 貫)
	妙行	十貫 1 (およそ 10 貫)
	得法	十貫 1 (およそ 10 貫)
	八郎	大銭 3 欠 15 (およそ 165 貫)
	いや二郎 福 衛門二郎 (略)	
	銭の数値のみが書かれたもの	十二貫子 (およそ 12 貫)
		十貫 (およそ 10 貫)
		十二内 (およそ 12 貫)
		八貫五百 (およそ 8 貫強)
	主士幣物也 常得 綱司 戒心参斗 又七 まこ三郎 (以下略)	

砂に埋もれた海底という悪条件下での調査である。木簡の揚陸自体、奇跡に近いことだった。木簡に記された銭貨量をみると、「大銭八貫」、「大銭六貫」、「大銭五貫」、「十貫文」、「十二貫文」というものが多い。銭は多く「一貫文緡」（二〇〇文＝百足）で使用された。いわゆる緡銭一緡（二〇〇文）ではなく、それを一〇個、紐でつないだものである。この「一貫文緡」を十個ずつ箱に入れて、付け札（木簡）を結びつけたと思われる。また大銭と小銭があった。この銅銭を入れた木箱の埋没状況の報告はない。

沈船から引き上げられた木簡のうち、積載内容に関わるものを別表にあげてみた。記された銭の総額がわかるから、木簡の残存程度も推測できる。

これら木簡に記された銭貨の数値を合計すると、ざっと一千六百十貫文強（二一六万枚分に相当）となる。いっぽう報告によれば、沈船から引き上げた銅銭の総重量は二八トン、個数にして八〇万枚という。よって八〇万枚のうち一二〇万枚弱の付け札（木簡）、つまり一割五分ほどが残存したことになる。また大銭には二文銭（折二銭）、および十文銭があるが、この場合同じ大きさの箱に一文銭（小平銭）が十貫ないし十二貫、大銭が五貫ないし六貫また八貫入っていたことがわかる。大銭が二文銭だったことは遺物からも明瞭だが、なぜ大銭が十貫文分を箱に入れなかったのかはわからない。文化財管理局報告書でも「八〇〇万枚」のうちの、大銭・小平銭の区別・内訳は書かれていないため、詳細な比較はできない。測定不可能な保存状態なのであろう。木簡の数値を集計してみれば、大銭対小銭は一四対八六、全体の一四パーセントが大銭である。よってこの比率によって、八〇〇万枚のうち一二万枚が大銭、六八八万枚が小銭と仮定すれば、残されていた銭は九〇〇万文強、一万貫弱相当となる。欠失分があるので、実際はそれよりもかなり多い。

* 報告書には大銭と小銭のそれぞれの重さは書かれており、大銭については紹聖元宝の8、1グラムから熙寧重宝の6、8グラムなどさまざまだが、平均すれば7グラム程度である。小銭の方は3、5グラム平均で半分の重量である。しかし二八トンを、八〇〇万枚で割ってみると、一枚3、5グラムになるので、試算してみても、すべてが小銭であったかのよ

うになって、大銭の数は求め得ない。完形で残った銭は少なかったらしく、(大韓民国) 国立海洋遺物展示館、金炳堇氏からの書簡によれば、保存処理が完了したものは比較的良好に保存されているが、それ以外の一部は腐蝕し、形態は缺失しているとのことである。

残された木簡は、平均すれば現存分の一割五分であると推定したが、道阿弥木簡の場合、表に「十貫文 道阿弥分」、裏に「四月廿三日 九十貫内」と書かれた木簡が、全部で四点確認されている。本来存在した木簡九点の内、半分近くの四点が検出されたことになろう。沈船の部位によって比較的残りのよいところもあれば、ほとんど残らなかったところもあった。

仁治三年(一二四二)七月四日、西園寺公経派遣の船が銭十萬貫(一億枚)ほかの珍宝をもたらししている。

七月四 或者云、一条入道相国所沙汰渡之唐船、帰朝、銭貨十萬貫渡之、其上種々珍宝等有之云々(『故一品記』(『大日本史料』当日条・所収))

風聞であるから誇張もあるが、十萬貫、一億枚は新安沈船八百萬枚(推定一萬貫弱、二八トン)の十倍以上の額(仮に二八〇トンとしたい)であった。前近代の船の積載量については、千石船といわれたバザイ船の場合、千石で積載重量一五〇トン、また全長三四〜三五メートルの豊臣軍船は総排水量三〇〇トン、泉州沈没船は排水量三七〇トンという。さきの天慶の史料には「船壹艘勝載料参千斛 乗人壹佰人」とあった。時代・地域による度量衡の差異を考慮しなければならないが、三千石を積めるという点で千石船の二、三倍はあったと見たいし、百人が乗ったことから、それは支持されよう。全長三〇メートルの新安沈船規模ならば十萬貫といえども、積載は可能であった(船の大きさについては山形前掲書および柳田純孝「貿易船の大きさと積荷」『よみがえる中世』1、一九八八)。してみると新安沈船の銭貨はきわめて少ないことになる。七百年もの間、海中にあって、新安沈没船に積載されていた銅銭には失われたものが多かった。世俗にいうように沈没の危機を前にして、銭を海中投棄することもあったものか。しかし仮にそうしたことがあったとしても、投棄量は少なからう。

こうした船は、はたして今日いかにほどの貨幣価値を運搬していたものか。現実

感覚を持つて議論するために、目安を知っておく必要があるだろう。まず銭千枚つまり一貫は今日のいくらに相当するものであるが、中世において、おおむね米一石が銭一貫に相当するという点は、度量衡の差、時期による物価差などを許容範囲内誤差として除外できれば、首肯される(京都大学近世物価史研究会「15〜17世紀における物価変動の研究」昭和三十七年、および「物価表」『角川日本史辞典』昭和四一年)。筆者は以前に現代の米価によって比較換算して、一貫は八万円程度という数字を出したことがあるが、その後、現在の米価は戦前に較べても、まして中世に較べれば安すぎると考えなおし、その倍で換算することに修正した。需要供給の関係でいえば、中世には米は需要を満たすことのできない稀少品だったが、現代では需要よりも供給が上回っている。それで一貫は現代の一五万円程度としてみた。この点にふれた近年の論考は少ないが、管見では一貫を七万五千円とする人もいれば(網野善彦・笠松宏至「中世裁判を読み解く」七〇頁)、二〇万円とする人もいる(水藤眞「戦国の村の日々」一一頁)。それぞれの根拠は書かれていないものの、十五万円はおおむね換算の目安として妥当と思う。

*以上については「景観にさぐる中世」一九九五、四〇三頁、「大追物を演出した河原ノ者たち」『史学雑誌』一一一編九号、六〇頁に既述した。米の一粒一粒には仏さまがいるといわれ、こぼしたご飯はかならず食べるようにいわれて育った世代と、余れば全てを捨てるいまの世代とでは、米の価値は同じではない。

新安沈没船の場合、大銭を考慮に入れて、引き上げられた貨幣を一万貫弱とみた。よってまず十五億円という数字が導かれる。実際には流失・喪失分もあったから、かりにその一・五倍、二十億円強あったとみておく(回収率三分の二と仮定)。それでも西園寺船と比較すれば、銭に関してはまるで空荷の状態であった。その分は中国青磁の優品や日本では手に入らない薬草類が、ところ狭しと積み重ねていたのであろう。陶磁器(青磁)は二万個弱である。仮に一点一万円で換算して二億円はあった。一隻が積み荷物がいかに莫大な価値を持つのかは想像もつかない。数十億円の積載量があったとはいえるが、いっぽうの西園寺船の場合は銭だけで百五十億円相当分あった。

さて以上を確認した上で、積荷の分析に移りたい。まず「綱司」とある。天竜寺船派遣の際の責任者として、天竜寺によって補任される職名に綱司が見られる（三浦周行「天竜寺船」「日本史の研究」一の下・所収）。新安船の場合も同じであろう。木簡には子哲、元仁のような中国風の名前もみえるが、本とう二郎 とう二郎 いや二郎 福 衛門二郎 又七 まこ三郎 松 菊得 菊一 道阿弥のように平仮名や日本名を用いた人物の名前が見られる。実際には航海技術に長けた日本人が多数乗り込んでいた。

「東福寺」、「釣寂庵」とある以上、この貿易が禅宗寺院東福寺とその博多における出先機関・承天寺釣寂庵によるオーダーメイドの貿易であったことは明らかである。

*釣寂庵（ちようじゃくあん）は博多承天寺の塔頭で、正平二十四年（一二六九）十一月日阿蘇文書（『南北朝遺文』九州四一四七九）に「於承天寺鉤寂庵」とみえる。写しであるから舜は寂の異体字舜を写し誤ったものか。『筑前国統風土記』にも釣寂庵としてみえている。

これらのうち、とくに「東福寺」分には公用と明記されている。判明する公用はみな銭貨である。公用とは明記のない「釣寂庵」もまた銭貨ばかりである。対して綱司分については「私」とのみ書かれていて、銭の数値が全く記されていないことが特色である。木簡は銅銭箱に付されていたものが大半だが、ほかにも「陳皮」「甘草郎」と書かれたものもある。「陳皮」はウンシユウミカンの成熟した果皮で、健胃消化と鎮咳去痰の薬効がある。現代にもあるが、中世には温州ミカンには日本には存在しなかったはずなので、とくに貴重な存在であった。また甘草はマメ科の植物リコリスで、腹部の拘攣、疼痛などの急迫症状を治療する薬品であった。薬品収納箱も積載されていた。とくに綱司木簡には「七十三包内六百」と書かれたものが四十九個（全体六百のうちの四十九であろう。七十三包の意味は不明だが、七十三種かもしれない）、「薬五種八十」「二包内行妙」と書かれたものがある。「薬」と明記されているし、「包」を単位とすることからも薬品が主体であったと見ることができる。

対して東福寺公用・釣寂庵は銭貨が主体であった。公用分が銭貨であったということは、日本から運んだ物資、おそらく金、銀、真珠、水銀、日本刀、硫黄、米などの代価であったと考えられる。銅銭には開元通宝ほか唐銭も含まれており、新鑄銭ではなく、古銭であった。日本に運んでも同じ銅銭である。貨幣価値の日中差額分が利益となったとしても、巨視的には銅銭の価値自体は変わらなかったであろう。「公用」については売却の対価を運べばそれでよかったし、それしかできなかったのである。対して「私」分が薬品であったことは、さらにこれを日本で売却し、より多くの利益を得ようとしていたことを語る。

ところでここに「教仙」「勸進聖」「聖」「宮崎奉加銭」がでてくるが、どう解釈したらいいだろうか。「奉加銭」であるから、ふつうは航海安全の謝礼と理解されている。しかしいっぽうでは「勸進」とも「聖」ともある。これは売却の代価であるとか、日本に運んで利益を得るといった性質ではない。寄進・喜捨をするのである。教仙の役割がわからないが、中国大陸に宮崎宮に寄進するような人物がいたのなら、大陸にすむ日本人ということになる。金持ちが多かったとしても、どれほどが期待できたか。勸進の額は判明する限りで銭五十四貫文である。残存率を考慮してこれが一割分相当だとすれば、全体額は仮に五百四十貫で、さきの換算によれば現代の貨幣価値で八千百万円である。冥加銭といっても志程度のものではない。貿易関係者から一律に徴収した勸進銭ではなかったか。勸進とはいうが、じつさいには強制される勸進も多い。すなわち付加税に他ならない。この貿易船は東福寺および承天寺釣寂庵が主体のオーダー船ではあったが、宮崎「勸進」船としても認知されていた。

暦応四年（一二四二）の天竜寺船派遣の際には綱司に補任された至本は船一艘であったにも関わらず、帰朝時に「銭五千貫」を寺家に進納することを誓約した（三浦周行前掲書）。新安船の積載額をさきには数十億円と仮定した。西園寺船（銭十万貫）は銭だけで百五十億円である。「銭五千貫」（七億五千万円に相当）という施入額があっても、十分な利益を見込めたのであろう。天竜寺船に較べれば、新安沖沈船の宮崎奉加銭は少額だが、交易の構造としては天竜寺船の場合によく似るものだ

と考える。広義の宮崎宮管理下の貿易だった。

宮崎宮と承天寺は今日でも一月十一日に承天寺が宮崎宮にお礼参りをするなど
の関係があるが、冒頭に述べたように、本質的には宮崎と禪宗寺院とは交易をめぐって対立した。無用な摩擦・対立を解消していくためには、金による解決、つまり「奉加銭」の納入が早道だった。かくして鎌倉期にも、宮崎宮に交易の利潤を累積する仕組みが作られていた。

宮崎宮寺政所には豊富な資金力が蓄積される。石清水八幡宮蔵『類聚国史』紙背文書として偶然に残った承久二年（一二三〇）宮崎宮寺政所下文二点（『鎌倉遺文』四―二五九三―九四）は、いささか難解だが、そのうち一点は宮寺政所が公文所に對し、定成が借上に進め、当留守行明が替えていた借上米（錢十貫文代米五十石）を下行するように命じたものである。金融操作が行われていたことを示す。錢十貫文代米五十石というのは米一石が錢一貫に値するという原則に較べると相当に高額である。背景がわからないが、高利の金利があったのであろう。

D 宮崎社領の分布

『吾妻鏡』文治三年（一一八七）八月三日条に、宮崎大宮司（秦）親重が源頼朝から所領を安堵された旨、記述されている。それと同じ内容の源頼朝書状写も宮崎宮（田村大宮司文書）に残され、それに付属する文治三年八月の坪付帳がある（『鎌倉遺文』一一二五三―四）。頼朝書状は『吾妻鏡』の記述に基づき、後世に作成されたと考えられているが、坪付帳はどの程度信頼できようか。

何の素材もないままに、まったく架空の帳簿類を偽作しても、その意味はないと思われる。年号の仮託などは考慮しておく必要があるが、中世の宮崎宮が、本来あるべき根本社領と意識していた耕地群であるとして、以下に考察する。

ここに記された所領（耕地）には字名が記されている。みえる宮崎社領は糟屋西郷分と、那珂西郷分からなる。前者が明治まで糟屋郡であった箱崎村一帯である。記された地名は明治期小字と比較すると、一致する地名もいくつかある。後者は那珂郡西方になるはずだが、一致する地名は堅粕周辺から南方犬飼・松園に亘る。

実際には那珂郡の東部にあったのではないかと思うが、詳細不明である。このうち現段階で判明するものを挙げてみる。

*（一）内が明治十五年小字名調（『福岡県史資料』所収）

一 糟屋西郷分

〔箱崎村〕―みくりまち（巡り町）、しまめくり（島巡り、堅粕村にもある）、参考・箱崎村―そうのつは（三の坪であろう、明治期に六ノ坪、二ノ坪あり）

一 中原分

〔箱崎村〕―いてのわき、いてのうへ（大井手、乙井手、井手口）

〔金平村〕―くすのきまち（楠町）

〔堅粕村〕―ふちた（藤田）

一 那珂西郷分

〔犬飼村〕―いぬかいのほり（犬飼）

〔松園村〕〔堅粕村〕―いしはし（石橋）

〔堅粕村〕―かたかすのはして

一 屋敷分

〔比恵村〕ひゑ

一 上家分被召坪乃事

〔堅粕村〕―はなかくろ（花黒、八丁花黒）

〔金平村〕―八らうまち（八郎町）

一 〇〇〇〇分

〔箱崎村〕〔馬出村〕〔堅粕村〕―みつまち（上水町、下水町、水町）

〔西堅粕村〕・〔堅粕村〕よしつかのそい（吉塚浦、吉塚）

一 所 奥行取之分

みつまち いしはし よしつかのそい（既述）

箱崎村―まつはら（松原口、地藏松原）

馬出村―かわら田（瓦田）

一所 高木分

〔箱崎村〕はら田（原田）

単純に明治期の小字名と一致するものを挙げたにすぎないので、中世文書に書かれた地名と一致するの否かは、なお吟味の必要がある。また一致した地名自体もふつうの荘園地名に較べて著しく少ない。残存率はきわめて低い。近代化の過程で村の名前も字も変化したものが多く、いまこれらを地図上に落とす用意ができなかったが、おおよそ箱崎から堅粕を中心に、周辺の旧金平村や旧松園村・犬飼村を含んで多くの耕地が散在していたと考えられる。那珂郡を含んでいたことから、箱崎社領が博多にも及んでいた可能性を考えなければならぬが、那珂東郷ではない。屋敷分にはひえ（比恵）などもみえ、散在所領の可能性もある。※上記の中原分は糟屋郡仲原とされることが多いが、一致する地名がほとんどなく、検討の余地がある。人名か。なお坪付末尾に「散、在所の進止」という記述があり、注目される。

この所領以外にも既述の宋人御皆免田もあって、そこには鳥飼のような重要港津も含まれていた。また鳥飼に隣接する荒津庄は八幡弥勒寺領であった。

以上判明する限りでは、箱崎社領は多くが現在の石堂川流路より以東で検出できる。博多については近世以後の変容がはげしく、地名が残りにくかった事情も考慮する必要がある。しかし博多は箱崎宮の直接的支配が及びにくい地、ないしは新開地であった可能性が考えられる。博多は嘉祥三年（八五〇）には内蔵寮領博多庄、長保三年（一〇〇二）には安楽寺遍知院領博多庄があった。鴻臚館時代の遺物も出土する。だが新興の禅宗寺院は続々と博多に建立された。承天寺、聖福寺、妙楽寺などである。真言律宗大乗寺もあった。東長寺のような空海ゆかりの寺院、当初天台宗であったが、鎌倉期に禅宗化した円覚寺もあったが、全体的には開発可能な余地の多い新開地であろう。旧来勢力の支配が濃厚にあった箱崎に禅寺が建立された形跡は認められず、香椎の場合も遅れた。

*以後の箱崎社所領についても史料は多いが、紙幅および論旨の関係で、別の機会にゆだねる。文明十年（一四七八）の史料（神事用途注文・十月一日）には「粕屋西郷アウリヤウシ役」（押領使か）とみえるが、箱崎に応領寺、先応領寺という字名があり、関連が考え

られる。なお明治期の箱崎には「コウレイマチ（高麗町）」があった。また筑前国以外にも肥前国基肆北郷に箱崎釘貫免（二四反（二筆）、箱崎仁王経六丁など多くが所在した（肥前国大田文基肆郡分、『鎌倉遺文』九五四七ほか）。

二 大山寺

宝満山は大宰府の後方、政庁に向かえば右手奥にある高山で、あたかも平安京における比叡山・四明が岳を思わせる。とりわけ京から宰府に赴任した官人にはそうした思いが強かったことであろう。大山寺はこの宝満山中にあって、龍門山寺、内山寺（有智山寺）とはほぼ同義である。

『中右記』長治二年（一一〇五）十月三十日条によれば、京において大山寺別当職補任をめぐって、延暦寺衆徒と石清水神人が争った事件があり、そこでは

大山者は天台之末寺也

とあった。比叡山延暦寺の末寺として、強固な支配下にあった。『百練抄』永暦元年（一二六〇）十月十二日条に、「大宰府龍門宮并大山安楽寺焼亡」および菅氏長者であった「治部権少輔菅原貞衡」「合戦事」を訴えて、延暦寺大衆が日吉神輿を捧げて参洛した事件がみえる。延暦寺はつねにこの寺を掌中に収めようとしており、九州在地の動向が直ちに中央に直結していった。

いっぽうでは石清水八幡宮も大山寺支配を強力に主張していた。明応三年（一四九四）の石清水文書に、箱崎宮三所として「八幡大菩薩、香椎聖母大菩薩、龍門宝満大菩薩」とある。また宝満山・龍門宮は箱崎八幡の叔母として位置づけられており（『箱崎宮縁起』、『中右記』長治二年十月三十日条）、八幡信仰の中枢でもあって、石清水や宇佐の影響下にあった。巨視的には天台宗のネットワークの中にあつたのだが、八幡宮と延暦寺の間には長治二年の事件に見るごとく、対立があつた。

つねに抗争の渦中にあつた理由に、この大山寺こそが大宰府貿易において中心的な役割をはたしていたことが考えられる。すでに森克己『日宋貿易の研究』にいくつかの事例が紹介されている。

まず長治元年頃（一一〇四）、比叡山大衆使が大山寺に下向した際、彼らに内応した大山寺僧信巖、宗胤らが宋人の物を借り受けて、庄民を免没した（長治二年正月検非違使解・三十五文集）。また『水左記』承暦四年（一〇八〇）六月七日から八日にかけての記事に、大山別当が鎮西から上道し、唐籠子などを献上とある。こうした大山寺と宋人・唐物すなわち対外交易の関わりをより明確に示す史料が、唐房の初見史料でもある永久四年（一一二六）近江西教寺経巻奥書（西教寺蔵『両巻疏知礼記』上巻奥書および下巻奥書、ほぼ同内容。写真は『チャイナタウン展』図録に所収）である。

永久四年歳次丙午五月十一日、筑前国薄多津唐房大山船龔三郎船頭房、以有智山明光房唐本移書畢、已上

博多津唐房にいた宋人龔三郎は「大山船」すなわち大山寺の船頭であった。そして以後の史料でも大山寺は日宋貿易をめぐる紛争にしばしば登場する。本稿でもものに建保六年（一二二八）の大山寺寄人綱首殺害事件を見るが、その二年後にも承久二年（一二三〇）十月、大山寺別当代官下野房成慶が壱岐島公田百数十丁を押領している（『民経記』紙背文書）。香椎B遺跡から出土した木簡によって、壱岐島に香椎社領があったと推定できる（後述）。壱岐を掌握せんとしたように、大山寺は大陸・朝鮮半島につながる海の世界を舞台にした。天台ネットワークを構成してはいるものの、個別利害では香椎社と対立することがあった。

*大山寺御燈油領は肥前国山田東郷など、諸国にあった（建治二年高城寺文書、『鎌倉遺文』一二五二二）。九州における大山寺神人・大山寺領については『大宰府市史・通史2』（平成一六、三五三頁）。

三 香椎宮・志賀海宮ほか

宮崎宮同様の役割をはたしていたと考えられる神社が、大山寺との対立が推定

できる香椎宮である。火災の際にはやはり廃朝の対象となっており、社格は高く、朝廷（大宰府）直属神社（国宮神社）であった。多々良川・宇美川河口からいえば、宮崎も香椎も等距離にあった。多々良川河口・多々良干潟を支配下に収めた。香椎B遺跡では「寛治七年」（一〇九三）、また「壱岐嶋雑掌」の文字のある木簡のほか、「王」「李」「陳」と書かれた墨書土器を多く出土した（香椎B遺跡）福岡市教育委員会、二〇〇〇）。香椎は宮崎に匹敵するか、それ以上の重要性を持つ存在であった。壱岐を領有していたことは、あたかも宋人謝国明が玄界灘の小呂島に所領をもったことと、軌を一にする（建長四年七月十二日関東御教書・「毛利家手鑑」、建長五年五月三日六波羅書下・「宗像大社文書」）。大陸および朝鮮半島との交易を強く意識したものであろう。のち嘉暦元年（一三三六）頃、多々良川右岸、香椎社側に大友貞宗が禪宗寺院・顕孝寺を建立した。

長講堂領志賀島、つまり天皇家領莊園であった志賀島の存在も知られていよう（島田文書、『鎌倉遺文』五五六）。万寿四年（一二二七）八月二十七日の『小右記』に「去年慮外乗入唐船者志賀社司云々」とある。志賀島から水深の浅い博多湾に入るには、楼船から小舟へ乗り替える（『老松堂日本行録』）。異国船の停泊地で、「志賀社司」自身が唐船を経営していた。ここも貿易拠点であった。この島を把握していた天皇家（院）は博多湾岸本土にも拠点を持っていたはずだが、文献的にはわからない。箱崎か香椎であろう。

安楽寺・宗像社などについては森著書に詳しい。安楽寺すなわち太宰府天満宮境内から大陸系の瓦で、国内では博多、箱崎以外ではほとんど見ない押圧文波状瓦の出土を見た（常松幹雄「瓦のルーツを求めて」『よみがえる中世』一、一九八八）。承天寺など禪宗寺院については、新安沈船によってその関わりが判明したが、ほか博多聖福寺、今津勝福寺、姪浜興徳寺も同様の役割をはたした。むしろ背景に鎮西探題・鎌倉幕府がいた。

九州外になるが付言すべきは、兵庫県尼崎市大物遺跡から出土した「丁綱」墨書青磁である。一点は「丁綱」の文字が鮮明で、一点は字体不明瞭ながら「丁綱」とも読める。ほか花押のある墨書土器も出土した。『山槐記』治承三年六月二十二

日条に福原で平清盛が唐船に乗る記事が見える。神崎川（淀川分流）河口の摂津国大物湊に直接宋船が来航したのか、博多湾で中国船から日本船へ交換して積替をしたのかはわからないが、難波宮や平安京には鴻臚館があった。唐人、宋人の畿内来航は疑いない。

また三津の一つ伊勢国安濃津遺跡でも「丁網」墨書土器が出ているが、これは青磁ではなく山茶碗であり、字体も「丁網」の読みでよいのか、報告書も断定してはいない。しかし博多遺跡出土の「丁網」の字体によく似るものがあつた（三重県教育委員会『安濃津』一九九七）。日本荘園にも綱丁がいたから、日本の用例の可能性もあるが、鎌倉幕府の積極的な海外貿易姿勢も考慮したい。幕府は東国管内だけで五艘の唐船を所有していた（『吾妻鏡』建長六年四月二十九日条。「関東御分唐船」たる建長寺・称名寺・関東大仏造営料唐船の存在も明らかになっている（森著書五〇四、五二二頁、網野善彦『海と列島の中世』一九九二）。蒙古襲来にもかかわらず、鎌倉後期は日元貿易の盛行した時期だった。関東・鎌倉へのルート上に宋商人のネットワークを重ねることは可能だろう。

4 肥前国神崎庄の綱首たち

一 有明海の持つ地理的な意味―肥前国神崎庄綱首の前提

A 神籠石の配置と高来郡警固所

神崎庄・杵嶋庄への宋船来着、あるいは橘湾岸・長崎矢上や有明海（島原湾）岸・口ノ津のトウボウ地名の所在から、玄界灘・博多湾と並ぶ、もうひとつの日中交易の場が有明海であつたと考えることができる。以下はこの点をいっそう進めて、神崎庄に宋人・綱首がいた可能性を追求するが、はじめに古代以来の有明海的位置を考えたい。

古代にはこの海に多くの城が造られた。すなわち白村江での敗戦を受けて、亡

命百済人の指導の下に、多くの朝鮮式山城、ないし神籠石とよばれる山城が築かれた。

おつばやま神籠石（六角川流域・佐賀県武雄市）、帯限山神籠石（佐賀市）、高良山神籠石（久留米市、筑後川流域）、女山神籠石（矢部川流域、瀬高町）、さらに筑後川の上流になるが杷木神籠石などをあげることができる。鞠智城（菊池川流域・文武二年・六九八以前の築城）もそのひとつといえる。大宰府の南側には基肆城（基山、天智四年・六六五）や、近年発見された筑紫野市・宮地岳古代山城もある。『日本書紀』の記述から経緯を知ることのできる水城大堤と同様に、外敵の侵入に大和朝廷が備えたものといえる。肥前に所在する水城とされる土壘（基山町）も、その通りなら、その一つであろう。

玄界灘側には周知のように怡土城（天平神護元年・七六五―神護景雲二年・七六八）、雷山神籠石、鹿毛馬神籠石、そして大野城（天智四年・六六五）をはじめ多くの城があつたが、有明海側のものは数においてそれらに勝る。

さきに「管高来郡肥最埼警固所」での動きを見た。肥最埼が野母崎とすれば橘湾の湾口に位置する。天慶八年の異国船は鴻臚所を指す航路上にあつたが、本来は橘湾から島原湾・有明海へ入る船に対する防衛拠点であつた。『日本紀略』寛平五年（八九三）閏五月三日条では、賊徒が肥後国飽田郡に入寇し、人家を焼き、肥前国松浦に去つたという。たしかに外国船（賊徒）が有明海（島原湾）を経て、飽田郡（おそらく緑川河口・川尻）にやつてくることはあつた。

*筑後国造磐井は、有明海岸・矢部川流域、八女市周辺を拠点としていた。継体二十一年（五二七）、新羅に破れた南加羅などを助けるために派遣された近江毛野臣に対し、新羅の貨物をうけた磐井が乱を起こし、火・豊二国に拡大された。この乱は朝鮮半島・中国大陸の対立する勢力それぞれとの結びつきが明らかに想定できる。島原湾口・原城で起きた島原の乱が、中国大陸マカオのポルトガル勢力と結びつく可能性があつたことは、前掲『歴史を読み解く』に指摘した。いずれも有明海が窓口であつた。

なお高来郡肥最埼警固所とあつて、単に高来郡警固所とはない。よつて高来郡管内にはほかにも警固所があつたものと考ええる。他の高来郡警固所は少なくとも、

高来郡管内・島原半島（高来半島）であり、おそらくは口之津にあったであろう。このように警固所が高来郡に設置されていたことから、高来郡内の口之津、および矢上にトウボウがあったことが、強く連想される。警固所の役割は国内外に亘って多様であろうが、その配置は唐船渡来の可能性を強く意識してのことに相違ない。

*高来郡南串山町国崎遺跡は陸繋砂州（トンボロ）地形に立地し、須恵器や製塩土器などを出土した。兵士による使用も考えられる遺跡である。西彼杵郡になるが、松島串島遺跡も同様の遺跡である。ともに警固所の候補地とされている（宮崎貴夫氏・本田秀樹氏のご教示による）。

B 蒙古襲来時の有明海側の防備

さてこうした相互の位置、距離、また潮流・風に規制される地理的環境は、古代中世近世を一貫していた。してみれば蒙古襲来時にも有明海側に防備体制が敷かれたと推測できる。筑前側、玄界灘・博多湾岸に元軍が到来し、合戦も行われ、石築地も築かれたことは、あまりにもよく知られている。だが有明海側（肥前側、筑後側）への敵船来襲は、はたして全く想定されなかったのか。

建治元年（一二七五）六月五日豊後守護大友頼泰書下（鎌倉遺文）一六一一九二三・尊経閣所蔵野上文書）によると、守護大友頼泰は

「西方要害警固事、用意の為、自来七月朔日、至同月晦日、壹番衆の内として、筑後國守護所辺に、むかひまうけさせ給へく候」

と野上太郎（資直）に命令している。

同年九月廿二日の野上文書（鎌倉遺文）一六一二〇三二、「遺文」が山城前田文書とするのは誤りか）によると、

「蒙古人警固事、九十兩月者、可有其疑之由、其間候之旨、自西方守護人之許、被告送候也、為用意、今月中、先立可令下儲于筑後國守護所辺給候」

と、再度大友頼泰は野上資直に命令している。野上氏は豊後守護の命令を受けて建治元年の七月いっばいと、十月いっばいを筑後守護所で、西方要害と蒙古人の

警備に当たった。筑後守護所所在地は不明だが、国衙近傍とすれば、現在の久留米市辺であろう。筑前・玄界灘側の防衛には直結しない。「蒙古人警固」すなわち有明海側・筑後川下流域（筑後稷津、肥前蒲田津）に敵船の襲来を想定して、兵員を割いていたことの大きな証左になる。もしも弘安の役が暴風雨によって決着しなかったならば、元軍の一部遊撃隊が有明海側に回った可能性や、江南軍の増援部隊が来着した可能性は高いともいえる。

博多湾の石築地は眼前の防衛線でもあった。唐津湾岸や有明海岸にはこうした石築地はない。元軍は高麗軍との混成である。最大のエネルギーを注ぐべき防衛線が玄界灘・博多湾であったことは当然だが、ほかにも中国大陸から直接に有明海に元軍が侵入する可能性ほかを想定しておかねばならなかった。

なお鎌倉幕府は瀬戸内海への侵入も予想しており、弘安四年閏七月十一日に関東御教書によって、播磨や長門での防戦が指示されている（鎌倉遺文）一四三八、三八九、三九〇。白村江での敗戦時とはほぼ同様の構図での、防衛態勢・臨戦態勢が再現されようとした。

二 肥前国神崎庄と日宋貿易

見てきたような有明海の地理的位置、およびその最奥・大宰府に最も近接する位置にあることから、後院領（天皇家領）神崎庄、とくに筑後川の河口蒲田津は、日本と大陸の窓口になっていた。同じく河口部にあった肥前国川副庄（六勝寺のひとつ、鳥羽院御願寺最勝寺領、北条氏領）の寺井津や、筑後国三潯庄（鳥羽院御願寺宝莊院領）の榎津など、天皇家領各莊園の港津も同様の役割を担ったにちがいない。神崎庄と外国貿易に関しては、四点ほどの史料が残る。大治二年（一二二七）、神崎庄から院（白河上皇）への鯨珠献上については既に紹介した。また藤原道長の日記『御堂関白記』に神崎庄交易の徴証がみえている。すなわち長和四年（一一〇五）七月十五日条によれば、唐僧念救が再度唐に渡るに当たり、神崎庄司が随行している。

「神崎御庄司豊嶋方人参上、件男下向、仍念救付方人下向、件物等令領知方人」

この一連の記事についてもさまざまに解釈がなされている。以下詳しく検討したい。念救には財物が渡された。それは中国天台山が求めた「作料物」を、道長（日本左大臣家）が用意したものである。これを念救に託して天台山に送った。「作料」は製作費用だから、「作料物」は製作費用物となる。また藤原道長家は「天台山大慈寺伝疎に依り施送」といつている。伝疎の「伝」はつたえ、「疎」は通ずるのである。在家である道長家に対し伝疎がなされた。大慈寺が寺院再建にあたり作料の知識（寄進）を要請し、それを受けて多くの財宝を「施送」したものと考える。「施送状」に記された財宝は念珠（木櫛子）六連のほか、螺鈿の蒔絵二、蒔絵筥二合、奥州の貂裘（てんのかわごろも）三領、砂金百両、大真珠五顆ほかである。また念救の師である寂昭に金百両と念珠一連、また唐僧常智が送ってきた文集の札として貂裘一領を送った。寂昭へのものは天台山へ一切経論ほか仏典を求めるための資金であるとされている。これらは「施送状」記載のものと品名は一致するが、数が異なる。寂昭分は一部内訳だと読んだ先学もいる（西岡虎之助「入宋僧寂照に就ての研究」『史学雑誌』三四・一〇、大正一三年）。しかしそうではなく大慈寺側要請の用途（再建）のために送られる「施送状」記載の本体とは別の意味あい、つまり道長の側の要請である一切経論を入手するという目的のために送られる品で、寺内とはいえ寂照・常智といった個人の僧侶に送られた。大慈寺への「施送文」は、「日本国左大臣家施送」として大臣家家司泰忠寸貞澄らによって作成された。寂照への返礼は勘解由主典酒人光義ら別の人物が作成していて、別の扱いであった。『御堂関白記』に「人々加物有其数」、『小右記』七月十六日条にも、「卿相已下智識物取集被送云々」とあって、左大臣家以外にも人々が多くの財宝を託している。「左大臣家施送分」とあるが、そうした他の貴族から集めた品を、「左大臣家」なる家の名前で出してしまうというのは、おかしい。

*道長は一切経論を得ると記している。一切経は商品ではない。西園寺実兼が天台山国清寺宝蔵にあった天台聖教類（秘曲）を輸入するにあたっては、「三千五百両金」を擲ったとある（良助法親王「法華輝臨遊風談」奥書、大日本仏教全書一四）。入手までにさまざま

に諸経費を「擲った」。莫大な額であった。直接の対価というわけではない。道長であれば、金品の数ではなく、地位によって入手できたと考える。

以上の検討によれば、念救は記録された砂金だけでも二百両、ほかさまざまな財宝を託されたことがわかった。砂金はどれほどの価値があるのか。『竹取物語』では火鼠の裘の偽物をつかまされた上に、砂金五十両を渡した貴族が嘲笑されている。五十両は巨額である。承安二年（一一七二）、後白河法皇と平清盛に対し、明州から国信物が送られてきた時、法皇の側の答信物に砂金百両を納めた蒔絵手箱一合が含まれていた（『玉葉』承安三年三月十三日条）。百両は高貴な身分の人物にとつて、儀礼に必要な最低額である。砂金については米との換算例がある。長保二年（一一〇〇）宋商客曾令文の和市中のケースだが、京定沽價では砂金は両別米一石であるとか宰府は主張、商客の側は三石を主張し、結局二石で売買された（『権記』）。米二石で換算してみると、砂金百両は三〇〇万円になる。砂金は純金で、山金（金銀合金）よりも、金銭価値が高かった。念救は砂金だけで六千万円以上を身につけていたことになる。真珠の価値についてはさきの『今昔物語』の説話から、また奥州の貂裘の価値については『竹取物語』から想像するほかないが、いうまでもなく宋人渴望の品であった。

ここでは念救が託された財宝の価値を考え、現実感覚のなかで文脈を理解したい。従来の研究者は念救に豊嶋方人が付せられた意味を、唐僧の旅の随行と考えた。「途中まで同道」（五味文彦「日宋貿易の社会構造」『国史学論集』一九八八）、「ついでをもつて送り届けた」（石井正敏前掲書）とある。しかし道長自身が「件の物等を方人に領知せしむ」と記している。「人」を、ではなく、「物」を守らせたと明記している。すなわち砂金二百両ほか財宝を守らせたことと記述した。いわば豊嶋方人は億の現金ガードマンであり、僧列の前後左右に騎馬武者を配し、武装集団として護衛し移送したのであった。豊嶋方人にしてみれば、途中で金銀財宝を放置することなどできない。出港までが責任範囲である。風待ち、潮待ちの間、自身の肥前国神崎庄・庄司館において警護したと考える。神崎庄からの出航でなければ、任務は遂行できなかった。

この「神崎御庄司豊嶋方人」については、先行研究によって、大宰府官人の経歴があったことがわかつている。すなわち宋商人周文徳が源信にあてた正暦二年（九九二）と推定される手紙があり（『朝野群載』）、そこに

「則大府貫首豊島才人、附書狀一封、奉上先了」

とある。方人と才人の違い、および二十四年ほどの時期差があるが、ふつうは同一人と見ている。仮に別人でも、親子などの近親者であろう。

神崎庄司（ないし近親者）は大宰府官人の統率者（貫首）であった。上掲宋人からの手紙にも宋人と近かつたニュアンスが読める。かれについて道長がわざわざ「神崎御庄司」と明記したこと、彼が選ばれたことは、出港地が肥前国神崎庄であったことを示している。かりに五味・石井説のように博多までを護衛するのであれば、さきの箱崎大夫（藤原頼通従者）のように、博多を拠点とするもの、あるいは大宰府関係者が多数いたはずではないか。政情不安定な博多を避けるという意図があったかもしれない。道長のもとに「参上」せよといわれた「撰関家人」豊島方人は、念救が肥前国神崎庄蒲田津から出港するまで、人と財物を軍隊によって護衛することを命じられた。

さていうまでもなく、対外交易における神崎庄の政治的・地理的特色がもつともよくあらわれた事件が、その一二〇年後、長承二年（一一三三）に起きた平忠盛事件である。ところがこうした肥前国神崎庄の対外貿易に力する役割を否定しようとする根強い見解がある。すなわち史料上の神崎庄とは、博多にあった倉敷であるとする説である。肥前国神崎庄とは、倉敷すなわち筑前国博多説にたつ論者は、提唱者たる長沼賢海氏以来、最近の有川宜博（『平氏と博多』）『はかた学』3、一九九〇・五味文彦（前掲）・山内晋次の各氏に到るまで、かならず遠浅、干潟の有明海に中国船が入るのか、と問題を立てて、有明海への入港をはじめから否定するものである。

この問いかけ自体が誤認であることは既に前者（前掲『歴史を読み解く』）に述べた。同じく遠浅で、巨大な干潟地帯であっても、淀川河口、難波潟（干潟）のなかの渡辺・大物・神崎・江口、また難波津が天下の良港であったことを想定しても

らえばよい。瀬戸内海以上に干満の差がある有明海には、九州一の大河である筑後川河口をはじめ良港（河口津）が多かった。誤った前提に立つ問題提起はそれ自体、既に危うい。

くり返しになるが確認しておく。山内氏はごく最近の著作のなかでも、「筑後川に全長三〇メートルの外洋ジャンク船が入港できるのか」と疑問をなげる（『奈良平安期の日本とアジア』二〇〇三、一三七頁）。すでに明書に筑後川河口の港、鉄来（寺井津）、言奴氣子（榎津）、法司奴一計（蓮池）が登場し、明代の中国大陸にも知られた良港であったことも前者に例証した。寺井津、榎津いずれも院御願寺領荘園（川副庄、三瀧庄）に所在したことはさきに述べた。このうち佐賀郡・蓮池が郡境の中地江川を隔てて、東の神崎郡・蒲田津に隣接する。神崎庄蒲田津の方が筑後川本流（旧流路・旧河道）に面し、蓮池は支流佐賀江に面していた。前者が筑後国府への舟運に、後者が肥前国府への舟運につながる。また対岸でいえば、筑後側の河口津、若津が近世には筑後平野一帯、とりわけ久留米藩領の穀倉地帯の積出港の役を担った。大坂に向かう船は米価の値上がりを待って出航した。近代に大阪方面に向かう汽船が、若津港に入港した事例もすでに紹介してある。幕末期には佐賀藩海軍所が筑後川河口に作られ（川副町早津江）、同じく河口内の三重津（諸富町）に造船所が作られ、蒸気船の建造も行われていた。近世末には軍艦が入港した。佐賀藩軍艦には五〇メートル、六〇メートル級の鑑船が多くあった（『佐賀藩海軍史』一九一七）。四メートルの干満差による浸食のため、博多湾にはない水深が確保された。博多湾は宿命的に浅く、軍港にはなりえなかった。中世における外洋船の停泊も自明で、なぜ疑問視されるのか、わからない。

神崎庄域には博多に匹敵しうる巨大寺院は一見すると存在しないかのようにみえる。しかし背振山（靈仙寺、修学院ほか、東春振村）は一つの有力候補である。背振山には栄西が日本で最初に茶を栽培したという伝承があり、中世肥前に茶園は珍しくなかった（正平二十二年・一三六七・実相院文書に「市辺南屋敷茶園」とあるのは一例）。

東妙寺も有力候補である。弘安年間の創設とあるように（永仁六年・一二九八・官

宣旨、東妙寺文書、新興勢力である。真言律宗西大寺派東妙寺は莊園領主たる院（天皇家）や鎌倉幕府と関係が深く、その保護を受ける寺院であった。真言律宗寺院と日元貿易については、金沢称名寺造管料船の例が知られている。金沢文庫文書のなかに肥前東妙・妙法両寺に関わる記述がいくつもある。真言律宗西大寺派にとっては、博多大乗寺とともに、重要な鎮西での拠点であった。唐船とはいえないが、延慶三年（一二二〇）関東御祈禱所肥前国東妙寺造管材木勝載船に対する鎮西探題過書が残されている（東妙寺文書）。海上世界との関わりと鎮西探題・鎌倉幕府の保護が知られる。

神崎庄は肥前国神崎庄である。どの史料にも筑前国とはない。あくまで肥前国所在の莊園であることを前提にこの記事を読んだ先学は竹内理三（『武士の登場』）、森克己など多く、そうした読みがふつうではなからうか。それ以外の解釈は、考えに考え抜いた解釈であって、単純明解な解釈ではない。筑前・博多での事件ならば、別の記述・表現になったと思う。肥前国杵嶋庄であれば、それを博多に読み替えることはできない。なぜ肥前国神崎庄のみがつねにイコール博多に読み替えられるのか。

肥前と考えなければ院・幕府とつながりをもつ東妙寺の立地ほかの歴史的意義も明確になるまい。神崎庄および対岸の筑後国三潯庄、つまり筑後川河口の二つの莊園の地頭職を鎌倉幕府が所有し、蒙古合戦恩賞地に宛てたことの意味、またもう一つの河口の莊園である肥前国川副庄の地頭職を北条氏が有していたこと（高城寺文書）の意味も、この視点にたつてはじめて再検討が可能となる。

*黒板勝美「日宋の交通」（日本歴史地理学会『日本海上史論』一九九一）では、平忠盛は院司として肥前神崎庄などに執務しながら、博多に於いて専横の挙動があったとする（九六頁）。黒板は「我が国唯一の外国貿易場たる博多」とも、している。出典を『帥記』にあやまるなど、不確かな点もあるが、森説や長沼説のそれぞれの原型をなしており、影響力があった。

さて長承二年のおりの神崎庄領主であった院（鳥羽院）の主張は、『長秋記』が引用する院司平忠盛の下文によって、うかがうよりほかないが、「号院宣、宋人周

新船、為神崎御庄領、不可経問官之由、所下知也」という短い内容しか知り得ない。なぜ存問が終わった段階でこうした主張をしたのか、存問から派生した諸問題への不満・トラブルなど多くの背景や、かれらなりの主張があったことを想定しなければならぬ。周新船は院領神崎庄への貿易品・交易代価の輸送が目的であった。大宰府との交易は念頭にはなかっただろう。和市物は貿易の前提として日宋間の価格協定を行うものである。大宰府は恣意的な決定も可能だっただろう。おそらく宋側は有利なレートになるような物品を最初に提示する。現地庄官にすれば、和市決定を名目にした大宰府の先買い行為が、あたかも横取りのごとくみえたのかもしれない。「長秋記」の記者・源師時は、平忠盛について「近臣如猿犬所為也」と口汚いまでに罵る。源師時は待賢門院璋子（鳥羽院皇后）の院司であった。相談にきた太宰権帥藤原長実（白河院院司）であった。鳥羽院のもとで台頭してきた新興勢力・平忠盛への反感に満ちていた。かれの記述から、院側・忠盛側の主張を読み取ることはむずかしい。

*忠盛下文について古くより「偽作」したものという説があつて、最新刊の『太宰府市史』通史編Ⅱ（二〇〇四）にも踏襲されているのだが、石井論文も指摘するように、全く根拠がない。

神崎庄庄官と大宰府府官の対立は、じつは一回性、偶発性のものでなく、構造的なもので、再々くり返された。八十七年後に再び発生した建保六年の事件が記録されている。

三 建保六年の綱首殺害事件

―肥前国神崎庄船頭としての綱首（張）秀安・張光安

建保六年（一二二八）の綱首殺害事件は中央政府・京都朝廷を巻き込むものとなった。関連史料も少なくはない。

事件は二段階にわけられる。最初の事件は、石清水文書の文書目録（『鎌倉遺文』六一四四三〇）にみえるものである。建保六年、「神崎庄留守并綱首秀安」が「大府

使并社家雑掌」を蹂躪せしめ、種々の悪行をしたので、その身を召し上げて罪科に行われるよう、筥崎宮が解状を出したというものであった（六四頁史料B）。

神崎庄は建永元年（一二〇六）に「院庁御領神崎・豊原両庄」とみえる（『門葉記』慈円起請文）。事件の時も同様に院領（天皇家領、後鳥羽上皇領）であった。神崎庄「留守」とある。留守所にいた人物だから、肥前国神崎庄の現地にいた。あわせて綱首秀安が登場する。よってこの事件が宋船（唐船）に関わるものだと推測できる。

神崎庄の筑後川河口にあった蒲田津に宋船が来航し、存問した宰府使（大府使）との間に相論が起きたのである。先の長承二年、平忠盛と府使との間に生じた相論と、ほぼ同じ対立構造が再現された。異なっていたのは神崎庄留守が府使に対して実力を行使したこと、府使の側に筥崎社家雑掌の存在が明確に重なることである。綱首と結託していた神崎庄および背後にいる院（後鳥羽上皇）、そして対立する大宰府官（大府使）と筥崎宮（社家雑掌）という構図が明瞭である。発端である「大府使」との対決自体は、肥前国神崎庄現地（蒲田津）で起き、そこに「綱首秀安」がいたと推定できる。長承事件が再度起きた。それは筥崎社家の蹂躪に至って、博多・箱崎まで拡がった。

つづく事件はその報復として行われた。記事は『華頂要略』、『仁和寺日次記』、『吾妻鏡』、『百練抄』そして『石清水文書』にみえる。関東にまで伝わる大事件に展開していった。報復とは、神人通事船頭張光安が筥崎宮留守寺主行遍・同子息左近将監光輔らによって殺害されたことである。それを大山寺（山門末寺）が訴え、同年九月二十一日延暦寺による抗議の嗟訴となった。

*同年におきた二つの事件の前後は史料上からは不明であるものの、秀安によるものが先行する。石井進「宮寺縁事抄」にあらわれた博多（『私本塵芥抄』一九九二、初出は一九八八）も「前哨戦」とする。逆は考えにくい。

張光安については『華頂要略』が「神人通事船頭」、『仁和寺日次記』が「大山寺寄人博多船頭」、『吾妻鏡』が「天台末寺大山寺神人船頭長光安」と表現している。神人とは龍門宮（宝満山・大山寺）の神人をいおう。かれは通事であったが、当時通事（通詞）は「博多津前通事李宇」（建久の頃、『日吉山王利生記』）、「博多津」両朝

通事李徳昭」（仁安三年・一二六八、『興禪護国論』）、「博多綱首張興・御分通事」（筥崎宮造宮材木目録・建長五年・一二五三頃）といった形で史料にあらわれる。光安は大山寺神人通事で、張興は御分通事とみえる。『文明本節用集』に「御分　ゴブン　下人」とある。直属という意味である。「関東御分唐船」とあれば、幕府が直接派遣する唐船の意味であろう。箱崎の関係史料に登場する場合の「御分」は、筥崎宮直属の通訳の意味であろう。

通事（通詞）は社寺に直属することが多かった。「前通事」とあるように、職として補任された。「御分通事」となることによって、対価である所領（通事給）も得ることができた。張興は堅槽西崎の領主でもあったが、西崎は通事職にともなう通事給であったと考えられる。主従関係（御恩と奉公、所領給付と奉仕義務）にあったといえる。張興らが所役として四面玉垣の修理を負担したことはそのあらわれである。綱首・船頭が通事になり、それもおそらく複数の権門社寺・荘園の通事となっていることは、個人ではなく綱（組織体、会社）が通事役をはたしたことを意味する。何人かの通訳能力を持つ者がいて、全体として通訳機能があればよかった。つねに秀安らが神崎庄現地にいる必要はなく、代官（通事代、船頭代）が現地にいればよかった。

「船頭」も同様である。通事・船頭は補任の対象で所領が給付される。大山寺神人通事船頭・張光安にも博多に所領（通事・船頭給）が与えられており、おそらく筥崎宮留守寺主は通事船頭を殺害した上に、別人を補任し、その所領を没収したと考えられる。

京都では本寺比叡山側が筥崎権別当宗清の山門への引き渡し、および「彼殺害地博多津并筥崎社」を山門領とせよと主張したが、勅答は下山人のみは禁獄するが、その他はできないと拒否するものだった。

この事件は山門側の神輿を在京武士加藤光員・光資（ないし藤光明）らが射かけて駕輿丁の腕を切り落としたため、山門衆徒が神輿を置いて退散し、閉門する事態となった。しかし十月十二日には神輿を造替し、山上の門戸が開かれた。

いっぽう翌年の承久元年（一二二九）になって、神崎庄が光安の所領を庄領とす

べきだという主張をしている（前掲文書目録）。

一通 承久元年十一月 通事船頭光安死所博多管内并所領等、任先例、可為

御庄領之由、神崎庄官等、重奏聞解決

一通 同二年 同事宮寺陳狀

秀安が肥前国神崎庄ときわめて関係の深い綱首であったことはみた。光安については大山寺との関係しか史料に出てこないし、活動の拠点が博多津唐房にあったことは博多船頭といわれていることから、また「博多津唐房大山船襲三郎船頭房」との関係からいっても、明白である。ただし光安と張秀安は安の一字を共有する。秀安による大府使蹂躪事件の報復で光安が殺害されたわけだから、きわめて近い縁戚であろう。『興禪護国論』建久八年に鎮西博多津・張国安がみえ、かれは乾道九年（日本承安三年、一二七三）には臨安府に滞在していた。張苗字で「安」を通字（とおりじ）とする一族であろう。

光安もまた肥前国神崎庄に深い関係があつて、神崎庄側でもその縁故を主張できたことが推測できる。神崎庄側は、張光安は神崎庄庄官たる御分船頭（庄船頭）であると主張したのである。通事給・船頭給たる光安所領が博多にあつたことは、こうした事情に起因する。張光安を殺害した宮崎宮留守寺主行遍・同子息左近將監光輔は禁獄された。所領は殺害後には大山寺領ではなく、没官地か、あるいは八幡宮領になつていた。そこでまず大山寺との関係で比叡山が領有を主張したが、宮崎への影響を配慮した朝廷の判断で見送られた。保留状態であつた。しかし殺害下手人が禁獄された以上、没官地のままではおかしいとして神崎庄側が訴えたものであろう。博多所領は倉敷などではなく、複数の権門に属する通事・船頭への給地ということから博多に所在したのである。

このように、一連の動きを追求する中で、肥前国神崎庄と綱首・船頭張光安、（張）秀安らがきわめて深い関係にあつたこと、大宰府使ならびに宮崎宮と対決していたことが判明した。これは長承事件の構図が八十七年を経過した後にも、ほとんど変わらなかったことを明瞭に語るものであつた。

四 神崎庄・博多・箱崎

九州各地の唐房地名への着目からスタートした本稿は、各地での貿易拠点を明らかにし、また研究史上の懸案であつた肥前国神崎庄にも目を向けた。鎌倉初期・建保六年段階の神崎庄（筑後川河口）には、綱首・船頭、張一族が勢力を持っていた。神崎庄はあくまで肥前国神崎郡（神崎郡）に所在した荘園である。港津は筑後川河口にあつた。その視点にたつて、史料をあたりまえに読み直してみた。

肥前国所在のこの荘園は後院領であつた。博多周辺の天皇家領荘園としては、さきの長講堂領志賀島あるいは仁和寺領怡土庄が知られている。博多津周辺にも確たる拠点があつたことは当然考えられるが、文献的徴証はない。櫛田神社は神崎庄にも、また博多にも祀られていた。表玄関である博多と、裏玄関である神崎庄の双方に、この神社は祭られたのである。神崎庄の櫛田社に関わる文献史料は、はやく大治元年（一一二六）の櫛田神社文書に登場するが、博多の櫛田神社は永仁三年（一二九五）肥前国櫛田宮の史料、また鎮西探題北条随時の再興を記す暦応三年（一二四〇）の鐘銘など鎌倉時代末期以後になって登場する（『東海一漚集』、前掲川添著書）。

博多・櫛田神社は、承和四年（八四七）、円仁が博多に滞在しつつ、各社寺で仏事法要を行つた記録『入唐求法巡礼行記』に全く登場しない。平安時代には有力な神社であつたとは思われない。存在さえしていなかったものか。むしろ櫛田社が火災にあつたとしても、廢朝が行われることなどあり得なかつた。国家的な保護にある神社ではなく、地方に多くあるひとつの神社であつた。伊勢にも櫛田神社が存在する（松阪市櫛田）。あるいは伊勢平氏の一族・従類にこれを信仰するものがいたのだろうか。九州北部での双方の祭祀には、平忠盛・清盛の影響があつたのではないか。

沖の浜・袖が湊を平清盛が築造し、それによって博多が繁栄したという伝説がある。その位置や形態を別としても、一定程度の歴史的事実を反映していると思う。博多は港湾築造の新技術導入によって、急成長した新興都市であつた。新技

術によって急成長した港湾には播磨国兵庫津が著名であるし、筑前では鐘御崎（寛喜三年四月五日・宗像大社文書）が知られている。

当時の港湾築造技術については平清盛の輪田泊（兵庫津）修築について記す『山槐記』所引の治承四年（一一八〇）三月五日太政官符、あるいは重源による魚住・大輪田泊修築について記す建久七年（一一九六）六月三日太政官符案（内閣文庫文書）などから推測できる。石掠のほか河尻一洲小島を修築するもので、大量の石や材木竹を必要とするものだった。埋め立てによる築港は水深を確保するもので、埠頭建設である。各地で港湾修築機運が充ち満ちていたこの時期に、最重要港湾である博多に対して何らの修築もなされなかったとは考えられない。太政大臣・平清盛による博多港修築は行われ、それが袖の湊伝承となったと考える。

*袖の湊については中山平次郎『古代の博多』、佐伯弘次「まほろしの湊」（『よみがえる中世』一九九八）参照。後者は袖の湊の实在に懐疑的である。夫木和歌抄二五に「そでのみなと 長門或出羽」ともあるように、袖の湊はかならずしも博多ではなかったらしい。空想的存在であるとは中山も認めるところである。ただ

いどな おもろこし 船もよりぬべし そでのみなとの五月雨のころ（続現葉和歌集 三・元亨三年・一一三三）

とあるように、袖の湊は唐船をイメージさせる地名として鎌倉期には定着していた。摂津「小島」に相当するのが、沖の浜だったのかもしれない。

旧奈良屋町小学校で検出された元寇防塁は、従来からの海岸想定線にはほぼ一致していた。同時に当時の海岸に面した砂丘の高さも明確になった。港湾施設は潮汐に接する低地にあつたはずである。今後の考古学的調査の新展開を待ちたいが、技術革新による新港湾・新開地が博多新港（袖の湊）だといえるし、新技術導入によって、従来の力関係が崩れて、新秩序が形成されたともいえる。そのことが新規勢力たる禅宗寺院多数（承天寺、聖福寺、妙楽寺）、また真言律宗寺院（大乘寺）の新規建立を可能にした。むろん博多からは鴻臚館時代の遺物も出るし、古代荘園もあつたわけだが、総体としていえば、鴻臚館の衰亡後に新たに発展を始め、平氏政権下で急成長した新興港湾であろう。

*中世博多津は最重要の港津であつた。そのこと自体はだれも否定できない。那の津は奴国の津である。『魏志倭人伝』の時から重要な港湾であるが、みてきたように文献上の博多津という用語は志賀島を含んだり（前掲）、あるいはその西南に能古島があつたり（『入唐求法巡礼記』「博太西南能拳嶋」）、また博多警固所（『類聚三代格』寛平七年三月十三日太政官符）がいまの福岡城の地にあつたように、きわめて広域を指していた。限定された意味での那珂川東岸・博多津の実態はわかりにくい。

博多からは大量の貿易陶磁器が出土する。ほかには匹敵する遺跡がないとされている。たしかに遺物の量は港湾の重要性に比例しよう。ただし筑後川下流地域において博多と同程度の精度で調査が進めば、新たな展開もあり得るのではないか。越後国沼垂柵は対応する遺跡が検出されていないけれど、その存在を否定する人はいない。文献独自の主張も必要であろう。

まとめ

最後に論旨を要約する。

チャイナタウンの存在を示す唐房地名が九州西海岸にいくつ分布する。本稿はそのことを受けて、史料上の記述にみえる「諸国」来着の異客たちが各「城・廓」に満ちあふれて繁栄していたという歴史的地位を明らかにした。従来平安期の交易は鎖国に近いものであり、国家による貿易管理が厳しく行われ、博多のみが政府港湾に指定されていて、あたかも出島のような限定港湾であつたという見解もあつた。しかし存問（臨検）行為の本質が治安警察機能であることや、異国船への検問が警固所解、諸国の解というかたちで大宰府に報告された事実からすれば、あやまりだといえる。博多港曳航説の根拠である天慶八年の肥前国高来郡警固所解は、唐人の側から鴻臚所（博多）への運漕と案内を伏して請うたものの、つまり唐人が要請したものであつて、博多曳航が体制的に義務づけられていたわけではない。

また宋船の交易開始許可は、すべて朝廷が行っていたかのような論もあるが、

大宰府側には史料が残らず、京都側のみ史料が残されているという史料の偏在を念頭に置けば、修正が必要である。実際には定形的に許可できるものは大宰府で許可し、朝廷には事後報告がいった。外交問題として紛糾する可能性があるものの、朝廷の財政に關与するものなど、問題物件・懸案課題は京都朝廷に進進された。史料残存の偏差を念頭に置くならば、来航の許諾（安堵（安着）、廻却）がつねに紛糾してばかりいたとはいえない。

日宋貿易は基本的には中国人綱首の所有・経営する宋船を、中・日の社寺権門が出資して運行するものであった。そういった意味ではすべてが社寺貿易、私貿易である。パスポートに同義である公憑は、綱首（中国人・中国船・乗船員の本国への出入国のために用意されたが、日本でも入国時の認定に使用した。つまり双務的に運用していた。綱首の船の出航に当たり、大宰府も同様の必要証明を出したであろう。大宰府が作成した事務的な書類については、記録が残らない。

貿易に関わった博多周辺の社寺が宮崎宮、大山寺、香椎宮、志賀海宮、安楽寺ほかである。宮崎のような天台系社寺は新興の禪宗と対立した。しかし新安沈没船にみるように、東福寺など禪宗寺院の派遣する貿易船からも、強制的な「勧進」としての宮崎上納システムがあつて、金銭納付によって対立が緩和された。新安沖沈没船の場合、銭貨のみで現代の貨幣価値二十億円ほどに相当するが、西園寺船一五〇億円に比べれば遙かに少ない。青磁や薬品を主体とする船であつた。勧進銭として宮崎には一億円弱が納められるはずだったと推定する。

長承二年、そして八十七年後の建保六年におきたことが記録された神崎庄庄官（および神崎庄船頭、綱首・通事）と、大宰府府官（および宮崎宮）との対立は構造的なものであつた。後者では綱首張光安の殺害にまで及んでいる。従来こうした神崎庄や綱首について、肥前国神崎庄ではなく博多の筑前国神崎庄（倉敷）であるとの主張もあつたが、有明海のもつ歴史的役割、中国にも知られた筑後川河口の港湾の重要性を軽視したことからくる誤解であつた。肥前国神崎庄で発生した事件は、大宰府府官への抗議・暴力、それへの大宰府側の反撃と続き、紛争の場所は博多に移っていった。一方の当事者は神崎庄庄官であり、神崎庄船頭（綱首・通事）

であつた。神崎庄と日宋貿易、綱首との関連を示す史料は四点ほどが残されており、いずれも肥前国現地のできごとと考えることによって、整合的な理解ができる。逆に四点全てを博多での事件だとみることにはできない。院・幕府の保護を受けた神崎庄内東妙寺の役割や蒙古合戦恩賞地の意味などはこうした理解の上にしか考察しえない。博多と神崎庄綱首が深い関連を持ったのは、かれらが複数の権門・荘園につながり、通事給・船頭給として博多に所領を得ていたからである。博多はおそらく平清盛ほかによる港湾造成新技術の投入によって、急成長し肥大化した新興勢力であつた。

「博多は出島ではない」、「チャイナタウン唐房は大宰管内・諸国にあつた」、「肥前のものは肥前にかえせ」、これが本稿の結論である。不自然な博多限定史観を改めることによって、日宋貿易の再検討が可能となることを明らかにしたつもりである。

【史料A『朝野群載』】

警固所解 申請申文事

言上 新来唐船隻子細状

右件唐船、今日西時、筑前国那珂郡博多津志賀島前海到来者、任先例子細言上如件、以解

長治二年八月廿日

鑑取 田口言人

本司兼監代 百濟惟助

【史料B『石清水文書』】

（略）

一通 建保六年、令蹂躪大府先使并社家雜掌等、依致種々之悪行、神崎庄留守并綱首秀安等召上其身、可被行罪科之由、宮崎社解
一通 建保七年九月、光安殺害事、依宗厝異他、下手禁獄之上、不可及他事之由、被遣座主之許 院宣案

（略）